

飯能市環境基本計画 年次報告書

(平成19年度実績)

飯 能 市

目 次

飯能市環境基本計画年次報告書の概要

1. 報告書の作成趣旨	1
2. 環境基本計画の内容	1
3. 報告書の構成	1
（環境基本計画施策の体系）	2

環境指標の動向・環境施策の実施状況

環境目標 1 恵み豊かな自然を伝えゆくまち	
基本方針－1 豊かな自然環境を継承する	4
方針 1－1 計画的に自然環境を保全する	4
方針 1－2 多様な森をつくる	6
方針 1－3 里山や農地を保全する	9
方針 1－4 豊かな流れを呼び戻す	12
環境目標 2 自然と人が共に生きるやすらぎのあるまち	
基本方針－2 共生型のまちをつくる	13
方針 2－1 みどりのつながるまちをつくる	14
方針 2－2 美しい風景を創る	16
方針 2－3 安全・安心なまちをつくる	19
環境目標 3 循環の環を広げ環境にやさしいまち	
基本方針－3 循環を支える社会をつくる	21
方針 3－1 水循環の環をつくる	21
方針 3－2 物質循環の環をつくる	24
方針 3－3 地球にやさしいまちをつくる	27
環境目標 4 より良い環境のために行動するまち	
基本方針－4 協働型社会をつくる	29
方針 4－1 環境にやさしい人を育てる	29
方針 4－2 活動の環を広げる	33

資料

公害関係各種調査結果	35
------------	----

飯能市環境基本計画年次報告書の概要

1. 報告書の作成趣旨

本市では、本年度、環境の保全と創造についての基本理念を定めた「飯能市環境基本条例」が6月の定例市議会において可決され、7月から施行しました。また、この条例の理念を実現するために、環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向などを定めた「飯能市環境基本計画」（平成15年3月策定の改訂版）を8月に策定しました。「飯能市環境基本条例」第10条において、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について報告書を作成し、公表するものとしています。本報告書は、環境基本計画改訂前の平成19年度までの各環境施策の実施状況等を取りまとめたものです。

2. 環境基本計画の内容

飯能市環境基本計画は、平成14年度に策定し、計画の期間を平成15年度（2003年度）から平成24年度（2012年度）までの10年間としています。この間の環境や社会状況などの変化に対応するため、5年を経過する本年度改訂を行いました。

計画では、めざす環境像として「新たな森林文化を創造し、ぬくもりのあるまち 飯能」を掲げ、その実現のために、「恵み豊かな自然を伝えゆくまち」、「自然と人が共に生きるやすらぎのあるまち」、「循環の環を広げ環境にやさしいまち」、「より良い環境のために行動するまち」の4つの環境目標を設定しました。それぞれの環境目標に対し、基本方針を定め、その方針ごとに取り組むべき環境施策を示しています。（体系は2ページに掲載のとおりです。）

3. 報告書の構成

環境指標の動向・環境施策の実施状況

環境基本計画では、設定した4つの環境目標に対し、取り組み状況などを把握し、計画の進行状況を管理するための代表的な項目を「環境指標」と位置づけました。最初に環境目標ごとに指標値の動向を示しました。その後にそれぞれの環境目標に対する基本方針に沿って市が中心となって行う取り組みとして掲げた環境施策の実施状況について、個別に示しています。

資料 公害関係各種調査結果

本市の大气、水質、騒音・振動等について、調査・観測の結果得られた数値等を示したものです。また、公害関係の相談（苦情）の状況についても掲載しました。

〈環境基本計画施策の体系〉

めざす環境像

新たな森林文化を創造し、ぬくもりのあるまち 飯能



◎飯能市環境基本条例及び飯能市環境基本計画（改訂版）の詳細については、市役所 3 階の市政資料コーナーや市ホームページでご覧になれます。

環境指標の動向・
環境施策の実施状況

環境目標 1 恵み豊かな自然を伝えゆくまち

<基本方針－1> 豊かな自然環境を継承する

環境指標	当初策定時 (平成13年度)	平成19年度末 現在	平成24年度までの 目標
西川材を活用した公共施設数	11施設	44施設	40施設
緑地			
景観緑地指定面積	49.3ha	46.4ha	126ha
緑のトラスト公有地化面積	1.9ha	1.9ha	2.2ha
河川清掃の実施団体数	80団体	93団体	100団体以上
自然体験教室の講座数	1講座	5講座	5講座
市民農園の整備数	2箇所	2箇所	4箇所

方針1－1 計画的に自然環境を保全する

自然環境に関しては、環境保全条例に基づき、46.4haを景観緑地に指定し、所有者等への財政的な支援を実施して、緑地の保全に取り組んできました。また、清流に関する施策として、水質保全推進員30人を委嘱し、公共用水域の水質の保全のためにご協力をいただいています。

民間の開発行為に対しては、開発指導要綱等により環境保全について指導しています。市が行う公共事業に際しては、環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮を実行しています。

生物の生息環境に配慮し、貴重な植物の保護を実施していますが、さらに、環境に関する条例の整備等を進め自然環境の保全に努めます。

(1) 自然環境の総合的保全の推進

環境施策	担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
① 緑の基本計画を策定し、市内の緑の保全・創造を推進します。	都市計画課	(緑の基本計画策定については検討中)	・緑の基本計画を策定する。
② 緑と清流のネットワークづくりを進めるための体制づくりや、市民の研究グループ・リーダーの育成を推進します。	環境緑水課	・水質保全推進員(30人)の委嘱及び研修の実施	・事業を継続
③ 飯能市環境保全条例に基づき、景観緑地を指定します。また、飯能市緑の基金を活用し、景観緑地の公有地化などを推進します。	環境緑水課	・46.4haを景観緑地として指定し、補助金を交付	・景観緑地指定及び補助金交付を継続 ・公有地化について検討
④ 公益的機能を持つ森林の適正な維持管理を図るため、森林環境税の創設を要請します。	農林課	・全国森林環境税創設促進連盟に加盟し、要請を実施	・引き続き連盟に加盟し要請を継続

(2) 地域生態系の保全と回復

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	景観緑地内の動植物の生息・生育状況を把握するため、動植物調査を行います。	環境緑水課	・はんのう市民環境会議の運営を支援し、連携により調査を実施	・動植物調査を含めて、景観緑地内の自然環境調査を実施
②	市内に生育する貴重な山野草の保護を進めます。	環境緑水課 生涯学習課	・カタクリなど天然記念物の群生地は柵を設置するなどにより保護を実施	・保護を継続 ・植物所在調査の実施 (景観緑地内は自然環境調査を実施)
③	学校や公園などにおけるビオトープ整備を促進します。	都市計画課 学校教育課	・阿須運動公園東側、中央公園内及び小学校3校(加治東、東吾野、美杉台)に整備	・新規の公園整備に際して検討 ・整備を希望する学校へ支援

(3) 条例等の規制による環境保全の展開

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	飯能市環境保全条例に基づき、景観緑地を指定します。	環境緑水課	・46.4haを景観緑地として指定し、補助金を交付	・景観緑地指定及び補助金交付を継続
②	緑の基本計画を策定し、緑地保全区域の指定について、検討します。	都市計画課	(緑の基本計画策定については検討中)	・緑の基本計画を策定する。
③	民間開発に対して、開発指導要綱により、緑地の確保や景観への配慮などについて指導します。	都市計画課	・開発指導要綱により指導を実施	・指導を継続
④	市の環境に対する理念等を明らかにし、関連する条例の整備を行います。	環境緑水課	(新規施策)	・環境基本条例の制定及び環境保全条例等の改正
⑤	自然環境や生活環境に支障のある土砂の埋め立て行為等の防止策を講じます。	環境緑水課	(新規施策)	・土砂の埋め立て行為等を規制する条例の制定等

(4) 公共事業等における動植物への配慮

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	公共事業の実施に際しては、多自然型工法の採用など動植物に配慮します。	関係各課	・各課の公共事業実施にあたり、ISO14001の推進により環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮を実行 ・生物の生息環境に配慮した河川整備を実施 ・動植物に配慮した林道整備、農道整備を実施	・環境マネジメントシステムの環境配慮チェック票による工事の設計・実施時の環境配慮の徹底

方針1-2 多様な森をつくる

森林の有する国土保全、水源かん養、自然環境保全、地域の産業基盤、地球温暖化の防止などの多面的な機能を評価し、それらの機能を高めることをめざしていますが、まず、森林・林業に対する理解を深めていただくために、森林体験教室や講演会などを開催しています。また、森林環境教育を行う学校、団体やボランティアに対して森の番人による支援や指導を実施しています。平成19年度には森林文化都市宣言推進事業として各種事業を実施し、森林の持つ多面的機能や維持管理の重要性などについて広くPRしました。

林業振興策としては、各種間伐事業の実施や補助制度の充実等を推進しています。西川材の活用についても、住宅建設に対する補助、ペレットストーブによる未利用木質資源利用に対する補助などにより促進しています。

(1) 森林の多面的機能の見直しと強化

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 森林整備計画を推進し、健全な森林の保全・管理を行い、水土保全、森林と人との共生、資源の循環利用などといった森林の持つ多面的な機能を生かします。	農林課	・森の番人による市有林の整備、各種間伐事業の実施 ・健全な森林の造成と間伐材生産の実施	・森林整備を継続実施し、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。
② 森林・林業に関する講座や体験教室を開催するなど、市民が森林・林業について知り、理解を深める機会をつくります。	農林課 各公民館	・森林体験教室、講演会の開催 ・緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援 ・小学生チャレンジスクールとして、西川材についての学習及び工作教室を実施	・事業を継続
③ 針葉樹や広葉樹の特性を生かした森づくりを進めます。	農林課	(新規施策)	・森林経営計画に基づき、市有林の特性に合った施策を進めていく。

(2) 広域的な連携の推進

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 森林の持つ多面的な機能や、森林の維持管理の大切さなどについて、下流地域を含めた広域的な地域に対し、情報提供やPRを行います。	農林課	・森林体験教室、講演会の開催 ・緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援 ・森林文化都市宣言推進事業を実施	・啓発事業、講演会、森林環境教育の他、ボランティアの支援及び企業の森等の導入を図る。
② 下流地域を含めた広域的な森林ボランティアの仕組みづくりを進めます。	市民参加推進課 農林課	・森の番人による森林環境教育及びボランティアの指導、支援 ・森林文化都市宣言推進事業を実施	・森の番人による学生等への森林環境教育の指導、支援により広域的な森林ボランティアの仕組みづくりを進める。

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
③	森の里親制度の検討など、都市住民と山村との交流を促進します。	農林課	(新規施策)	・森林体験教室で間伐・炭焼き・きのこのほだ木づくりを実施するなどにより交流を進める。
④	県の進めるみどりの環境税制の創設に協力します。	農林課 環境緑水課	(新規施策)	・県との連携を図る。 ・「彩の国みどりの基金」(平成20年4月創設)を活用して実施する事業への協力

(3) 林業の振興

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	森林所有者に対する森林保全への協力の呼びかけや、森林の維持管理に対する支援などを行いながら、健全な森林の育成・維持管理を促進します。	農林課	・集落地沿道間伐事業、緊急間伐事業の実施及び間伐奨励事業補助金等の交付	・事業を継続
②	市有林の育成・維持管理を行います。	農林課	・森の番人による市有林の育成・維持管理の実施	・事業を継続
③	林業従事者の育成・確保や林業事業者の育成強化、林業に関わる作業の共同化などを推進し、林業の生産体制を強化します。	農林課	・林業従事者の育成・確保のため森の番人事業を実施 ・森林整備地域活動支援交付金の交付により、作業の共同化を推進 ・市有林からの素材生産事業及び担い手育成事業による後継者団体の育成	・事業を継続
④	林業の効率化・能率化を図るため、林道などの林業生産基盤の整備や、林業施設の整備を行います。	農林課	・生産基盤として作業道、林道の整備を実施 ・作業道、林道の整備に対し、森林組合へ補助金を交付	・事業を継続
⑤	西川材のPRを行いながら、建材や木材製品などの他、木質ペレット、チップ等の未利用木質資源の活用を促進します。	農林課	・西川材フェアの開催 ・西川材使用住宅補助事業(平成17～19年度:51件分) ・ペレットストーブによる未利用木質資源利用のPR及び補助(平成19年度補助対象:41台)	・事業を継続
⑥	公共施設における西川材の利用を推進します。	農林課 建築課 関係各課	・市庁舎別館や観光案内所の建設などに際し、西川材の利用を推進(平成19年度末現在44施設で利用)	・継続して推進(名栗小学校建築事業などで西川材を利用し、庁内の木質化も進めていく)
⑦	森林保全や林業に対する理解を深めるため、森林ボランティアの活動を支援します。	農林課	・森の番人によるボランティア支援の実施	・事業を継続
⑧	森林・林業の啓発活動や体験学習を進めるため、森林・林業に関わる各種組織との連携を強化します。	農林課	・森林体験教室、講演会の開催、緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援などにおいて各種組織と連携	・事業を継続

環 境 施 策	担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
⑨ 森林・林業に関する講座や体験教室、エコツアーを開催するなど、市民等が森林・林業について理解を深める機会をつくります。	農林課 エコツーリズム推進室 各公民館	・森林体験教室、講演会の開催 ・緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援 ・子ども体験教室など西川材についての学習及び工作教室の実施	・各種事業を継続して推進し、市民、学生等の理解を深める。 ・エコツアーの実施により機会を提供する。
⑩ 学校教育において、森林に関する学習や林業体験を進め、子どもたちの森林・林業に対する理解を深めます。	農林課 学校教育課	・森の番人による森林環境教育の支援等を実施	・森林環境教育の支援を継続実施 ・市有林を活用し、林業関係団体との連携を図り、学校教育において、森林について体験的に学ぶ学習を展開する。
⑪ 市内で行われる森林保全活動や林業体験に関する情報を収集し、提供します。	農林課	・ボランティアグループへ市有林を提供し管理事業の体験をしてもらうとともに、情報を提供	・事業を継続

方針1-3 里山や農地を保全する

かつて、農業や生活の中での物質循環が営まれていた里山の原風景が失われつつある中で、平成19年度からはんこの市民環境会議を中心に天覧入谷津田の再生・活用の事業に取り組んでいます。また、森林体験教室において炭焼きを実施するなど里山の恵みを生かす仕組みづくりをしています。エコツーリズム事業の推進などによりこうした自然とふれあう機会を拡充していきます。

市民農園や農業体験教室の場として農地を有効利用し、遊休水田でのマコモタケ栽培などにより農地の保全と活用を図っています。また、ボランティアグループに市有林を提供し森林管理の実践を行っています。

(1) 里山の恵みを生かす

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 落ち葉の堆肥化や雑木による炭づくりなど、市民が里山の恵みに親しめるよう、里山を利用しやすい仕組みづくりを検討します。	農林課 環境緑水課	・森林体験教室において間伐体験、間伐木を利用した炭焼きの実施 ・はんこの市民環境会議との連携により天覧入谷津田の再生・活用を計画し、作業に着手	・森林啓発事業として体験教室を継続実施 ・天覧入谷津田の再生・活用事業を継続
② 里山の自然や恵みに関する市民の理解を深めるため、自然観察、農林業体験などの里山に親しむ機会づくりや、情報提供などを行います。	農林課 環境緑水課 エコツーリズム推進室	・森林体験教室において間伐体験、間伐木を利用した炭焼きの実施 ・はんこの市民環境会議との連携により天覧入谷津田の再生・活用を計画し、作業に着手するとともに、作業状況等をホームページに掲載	・森林啓発事業として体験教室を継続実施 ・天覧入谷津田の再生・活用事業を継続 ・はんこの市民環境会議を中心に自然観察会などを実施 ・エコツアーの実施により機会を提供

(2) 自然とのふれあいの場として活用する

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 景観緑地を里山として保全するとともに、自然とふれあう場として活用します。	環境緑水課	・46.4haを景観緑地として指定し、そのうちの天覧入谷津田について再生・活用を計画し、作業に着手	・事業を継続 ・景観緑地保全・活用計画の策定 ・天覧入谷津田の再生・活用事業を継続
② 農林業体験と連携した自然とふれあうレクリエーション活動を促進します。	農林課	・農業体験教室において農業委員の指導のもとで野菜づくりを実施 ・森林体験教室において間伐体験、間伐木を利用した炭焼きの実施	・農業体験教室、森林体験教室の継続実施
③ 学校教育における農林業体験を進めます。	農林課 学校教育課	・森の番人事業により森林環境教育の実施 ・小学校児童の収穫体験を実施	・森林環境教育の支援を継続実施 ・農林業関係者と学校との連携を図り、森林について体験的に学ぶ学習を教育課程に位置づけて実施

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
④ 里地、里山の身近な自然、地域の産業や生活文化を活用したエコツーリズム事業などの推進や森林インストラクターなどを活用し、市民等が自然とふれあう機会を拡充します。	農林課 エコツーリズム推進室	・森林ボランティアグループへ市有林の提供を実施	・市有林の提供を継続 ・エコツアーの実施による機会の提供
⑤ 身近な里山を利用した森のようちえんづくりを進めます。	子ども家庭課	・身近な里山などの自然環境を活用し、心身ともに豊かな情操教育の一環として体験活動を実施	・事業を継続
⑥ 市有林などを活用した森林体験教室や森林ボランティアが活躍する市民の森づくりを進めます。	農林課	(新規施策)	・森林体験教室で間伐・炭焼き・きのこのほだ木づくりを実施 ・団体に市有林を貸し出し、枝打ち・間伐を実施

(3) 農地の保全と活用

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 休耕地の活用など様々な手法により、生活環境上の緑地機能、保水機能などの多面的機能を有している農地の保全を図ります。	農林課	・遊休水田でマコモタケを栽培し、農地を有効利用	・休耕地の有効活用を継続
② 市民農園など、市民と連携した農地の利用を推進します。	農林課	・農業委員の指導のもと、市民農園事業(小久保農場77区画、阿須農場132区画)、農業体験教室(20区画を利用)を実施	・市民農園事業、農業体験教室を継続
③ 有機農法や低農薬農法など、環境を重視した農業を奨励します。	農林課	・環境にやさしい農業を営む農家に対し県が認定するエコファーマーの登録を推奨(平成19年度末登録者数:24人)	・事業を継続
④ 農地などにおける鳥獣害対策を行います。	農林課	・作物のイノシシ等による被害防止のための電気柵設置等に対して野生動物被害防止施設設置費補助事業を実施(平成19年度:32件)	・事業を継続
⑤ 農業の担い手の育成や、農作物の流通の確保などにより、農業振興を進めます。	農林課	・農家、農林振興センターの指導のもとで担い手育成総合支援事業として方策の検討などを実施	・事業を継続 ・はんのう生活祭で収穫をアピールするなど、農業に対する関心を高める。

(4) 市民参加による維持管理の推進

環 境 施 策		担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
①	ボランティア活動による緑の管理を支援します。	市民参加推進課 農林課 環境緑水課	・森林ボランティアグループへ市有林を提供し管理を実施 ・ボランティアと連携し、緑のトラスト地内の清掃等を実施	・事業を継続
②	市内で行われる森林保全活動や林業体験に関する情報を収集し、提供します。	農林課	・森林ボランティアグループへ市有林を提供し管理を実施してもらうとともに情報を提供 ・森林文化都市宣言推進事業の実施を通じて情報を収集、提供	・森林ボランティアグループによる市有林管理を継続するとともに情報提供も継続

方針1-4 豊かな流れを呼び戻す

本市のシンボルの一つであり、市民の貴重な水源となっている清流の保全のために、各種間伐事業の実施など森林整備を実施しています。また、河川・水路等の整備に際しては、環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮を実行しています。

河川利用者などによる水辺環境への影響を考慮し、飯能河原クリーンキャンペーンや夜間パトロールなど保全のための取り組みを実施しています。また、河川清掃実施自治会へ補助金を交付し、市民による水辺の維持管理を推進します。

(1) 水量の確保

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 健全な森林の育成や維持管理を推進し、森林の保水力を高めます。	農林課	・森の番人による森林整備、各種間伐事業の実施により健全な森林を造成	・事業の継続により保水力を高める。
② 透水性舗装など雨水浸透施設の普及を図るとともに宅地内の緑化や土壌面を残すことにより、雨水の地下浸透を進めます。	道路課 建築課 都市計画課 土地区画整理事務所	・道路、園路等の雨水を地下に浸透させる舗装材を使用	・事業を継続 ・可能な場所は浸透柵を設置

(2) 生態系に配慮した河川・水路の整備

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 動植物の生息環境に配慮した河川・水路等の整備を行います。	農林課 道路課	・生態系に配慮した河川等の整備	・事業を継続 ・環境マネジメントシステムの環境配慮チェック票による工事の設計・実施時の環境配慮の徹底
② 湧水等を活用した水辺の整備を検討します。	道路課 土地区画整理事務所	・水辺環境に配慮して河道の整備を実施	・藤田堀及び麦宇田川について、水辺環境に配慮した河道整備の実施を検討

(3) 水辺の適正利用と市民参加による維持管理の推進

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 水辺環境保全への協力に関するPRを強化します。	商工観光課 環境緑水課	・飯能河原クリーンキャンペーンやチラシの配布などを行い、ごみの持ち帰り等を啓発	・事業を継続
② 河川パトロールや河原利用のルールづくりなど、水辺環境保全の仕組みづくりを進めます。	商工観光課 環境緑水課	・飯能河原の夜間パトロール、クリーンキャンペーン等を実施し、夜間騒音を防止し、水辺環境を保全	・関係機関と連携し、夜間の花火等での騒音や青少年の不良行為を防ぐため活動を継続して実施
③ 地域住民による河川清掃などの美化活動を支援します。	市民参加推進課 商工観光課 環境緑水課	・飯能河原クリーンキャンペーンや啓発チラシの配布を実施 ・河川清掃を実施した自治会への補助金交付(平成19年度:93件)	・事業を継続

環境目標 2 自然と人が共に生きるやすらぎのあるまち

<基本方針-2> 共生型のまちをつくる

環境指標	当初策定時 (平成13年度)	平成19年度末 現在	平成24年度までの 目標
市内の公園、緑地の供用面積 (都市計画区域内)	44.44ha	62.64ha	66ha
大気汚染物質濃度 (市庁舎東側で測定)			
二酸化窒素濃度 (1時間値の最高値)	0.063ppm	0.049ppm	環境基準0.04ppm以下
光化学オキシダント濃度 (1時間値が0.06ppmを超えた日数)	112日	86日	0日
浮遊粒子状物質濃度 (1時間値の最高値)	0.137mg/m ³	0.186mg/m ³	環境基準0.20mg/m ³ 以下
河川の水質状況 (市内3河川10ヶ所で測定: 値は各測定地点の平均値) ※平成13年度は7ヶ所で測定			
pH (水素イオン濃度)	7.6~8.2	7.8~8.3	環境基準 (A類型) 6.5~8.5
BOD (生物化学的酸素要求量)	0.5~1.3mg/ℓ	0.5~1.5mg/ℓ	環境基準 (A類型) 2mg/ℓ以下
DO (溶存酸素量)	10.2~12.4mg/ℓ	9.9~11.8mg/ℓ	環境基準 (A類型) 7.5mg/ℓ以上
SS (浮遊物質)	1~2mg/ℓ	1~2mg/ℓ	環境基準 (A類型) 25mg/ℓ以下
大腸菌群数	7100~16000MPN/100ml	3500~19000MPN/100ml	環境基準 (A類型) 1000MPN/100ml以下
道路交通騒音レベル (市内9ヶ所で測定) ※平成13年度は8ヶ所で測定			
昼間	68~72dB	66~71dB	環境基準70dB以下
夜間	64~69dB	62~69dB	環境基準65dB以下
道路交通振動レベル (市内3ヶ所で測定)			
昼間	34~42dB	34~43dB	要請限度65dB以下
夜間	32~39dB	32~36dB	要請限度60dB以下
ダイオキシン類濃度 (大気は市内9ヶ所、土壌は市内5ヶ所で測定) ※平成13年度の大気は8ヶ所で測定			
大気	0.068~0.17pg-TEQ/m ³	0.0088~0.110 pg-TEQ/m ³	環境基準 0.6pg-TEQ/m ³ 以下
土壌	0.092~13pg-TEQ/g	0.00013~6.9pg-TEQ/g	環境基準 1000pg-TEQ/g以下

方針2-1 みどりのつながるまちをつくる

市民の憩いと交流の場として公園・緑地は約62ha、ハイキングコースは17コースを整備し、維持管理を実施しています。また、これらをより利用しやすくするために、32か所の観光トイレのほか四阿や各公園にもトイレの整備を進めています。

緑の募金緑化事業交付金により苗木の配布、植樹を実施するなどにより緑化を推進するほか、みどりの創出を行うまちづくり事業の支援や道路等の植栽管理を実施しています。

(1) みどりのネットワークの形成

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	緑の基本計画を策定し、緑の保全、創出を推進します。	都市計画課	・緑の基本計画策定については検討中	・緑の基本計画を策定する。
②	緑のトラスト保全地と連続する河岸緑地の保全を推進します。	環境緑水課	(施策内容の変更)	・トラスト保全地の河岸緑地と一体的に保全を図る。

(2) 憩いの場の確保

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	市民の憩いの場となる公園・緑地の整備を進めます。	都市計画課 土地区画整理事務所	・公園・緑地として62.64haを整備し、管理を実施	・土地区画整理地内に計画された公園用地の確保に努める。 ・平成20年度以降美杉台地区、笠縫土地区画整理地区内に整備を計画
②	関東ふれあいの道、奥武蔵自然歩道など、自然に親しめる散策路の整備・活用を促進します。	商工観光課 道路課	・ハイキングコースの整備・維持管理を実施(17コース、184.5km)	・事業を継続
③	河川敷の有効利用を促進します。	商工観光課 都市計画課	・飯能河原の河川占用許可を受け、納涼大会等の観光事業を実施 ・阿須運動公園、岩沢運動公園の管理 ・南町地内、川寺地内の河川敷を地元自治会の管理により利用	・事業を継続
④	公園や散策路などを利用しやすくするため、トイレや休憩所などの付属施設を整備します。	商工観光課 子ども家庭課 都市計画課	・整備済観光トイレ32か所を四阿等の施設と合わせて管理 ・各公園等にトイレを整備 ・街区公園出入口等の段差解消などバリアフリー化に着手	・観光トイレを年次計画に沿って整備し、休憩所などの施設と合わせて維持管理を実施 ・公園施設バリアフリー事業として出入口等の段差解消を進める。
⑤	道路敷地の利用や建物の更新に合わせたポケットパーク、街角広場の整備を図ります。	道路課 都市計画課 関係各課	・平成18年度にまちなか小公園候補地を選定	・中心市街地活性化と併せて検討

(3) みどりの保全と育成

環 境 施 策		担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
①	市内にある巨木などの保全を図ります。	環境緑水課 生涯学習課	・指定文化財となっている巨木の衰弱等に対して樹勢回復事業を実施	・巨木の所在調査を実施 ・指定文化財となっている巨木の保全事業を継続
②	苗木の配布を行い、緑化を支援します。	農林課	・緑の募金緑化事業交付金による苗木の配布、植樹の実施(平成19年度:約1,000本)	・事業を継続
③	宅地などにおける生け垣等の設置を促進します。	建築課 都市計画課	・地区計画制度などに基づいて実施	・広報等による啓発活動を実施するとともに、地区計画などに基づく生け垣等の設置を促進
④	公園や緑地などにおいて、緑の適正な維持管理を行います。	子ども家庭課 都市計画課	・子ども広場、児童公園、都市公園などの管理において実施	・事業を継続
⑤	街路樹の植栽や花いっぱい運動などにより、道路等の緑化を推進します。	市民参加推進課 道路課 都市計画課	・まちづくり事業の支援や道路等の植栽管理により推進	・事業を継続

(4) 市民参加による維持管理の推進

環 境 施 策		担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
①	ボランティア活動による公園、緑地の維持管理を支援します。	市民参加推進課 商工観光課 子ども家庭課 都市計画課	・奥武蔵自然公園管理委員会による奥武蔵自然公園内の清掃活動、ボランティアによる子ども広場の管理、公園美化活動団体制度実施要綱による活動などを支援	・事業を継続

方針2-2 美しい風景をつくる

歴史的・文化的資源なども含めた風景、景観を保全・活用し、美しい飯能を実現するため、取り組みは広範囲に及びます。歴史文化資源の保全・活用のために、「文化財マップ」、「お宝スポット」の作成を継続して実施しています。

観光案内板や各公園の案内看板などは、風景・景観に配慮し、効果的な設置に努めています。公共施設の整備・改修等に際しては、景観への調和とともに、西川材の活用を図ります。また、市街地、農村集落、山間地域といった、それぞれの地域特性にあった景観形成、住環境整備を進めます。

景観や住環境の整備に当たっては、広報への記事掲載、チラシの配布等により啓発を実施していますが、今後は条例による規制を検討します。

(1) 飯能の風景・景観の保全・創造の推進

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	市内にある歴史文化資源を保全・活用します。	生涯学習課 郷土館	・「文化財マップ」(加治・精明地区、吾野・東吾野地区)を作成し、活用 ・「お宝スポット」(1～3号)を作成し、活用 ・文化財講座、文化財めぐりの開催など	・事業を継続
②	景観計画の策定を検討し、魅力的な景観形成や適切な土地利用を進めます。	建築課 関係各課	(未着手)	・まちづくりに対する重要な指針であり、市街地政策事業など総合的な観点から検討すべく全庁的に取り組む。
③	案内板などを有効に活用し、良好な景観づくりを進めます。	商工観光課 道路課 都市計画課 生涯学習課	・観光案内板の作成、維持管理 ・阿須運動公園、美杉台公園、あけぼの子ども森公園の案内看板を公共サインマニュアルに基づき設置 ・文化財説明板の作成、維持管理	・観光案内板の作成、維持管理及び文化財説明板の作成を継続 ・中央公園等の案内看板の公共サインマニュアルに基づく設置を検討
④	レンゲやコスモス、そば等の景観作物による農村の景観づくりを進めます。	農林課	・精明地区まちづくり推進委員会主催のコスモスの種まきやまつりを実施	・まちづくり推進委員会により継続実施
⑤	街路樹の植栽や花いっぱい運動などにより、道路等の緑化を推進します。	市民参加推進課 道路課 都市計画課	・まちづくり事業の支援や道路等の植栽管理により推進	・事業を継続
⑥	景観緑地の新たな指定や飯能市緑の基金を活用し、景観緑地の公有地化などを推進します。	環境緑水課	・46.4haを景観緑地として指定し、補助金を交付	・景観緑地指定及び補助金交付の継続 ・公有地化について検討
⑦	緑のトラスト保全地の管理を行います。	環境緑水課	・保全のための下草刈り等を実施	・事業を継続
⑧	緑濃い針葉樹を背景に花木の映える美しい都市づくりを進めます。	農林課	(新規施策)	・コスモス等景観形成作物の植付

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
⑨	花をテーマにしたまちづくりを展開し、本市の魅力の向上を図ります。	商工観光課	(新規施策)	・花木等による良好な生活環境や景観を整備する事業を行なう団体を支援することで、本市の活性化及び集客力の向上を図る。
⑩	市街地や農村集落の背景となる斜面緑地や入間川沿いの緑の保全、住宅地の緑化を推進します。	農林課 環境緑水課 都市計画課	(新規施策)	・緑の募金緑化事業交付金を活用し、緑化活動及び苗木配布を実施 ・緑のトラスト保全地内の下草刈り、清掃等を実施 ・地区計画に対する市民からの要望を受け、支援する。
⑪	山野草の自生地、桜並木、広葉樹の自然林などの景観の保全と活用を図ります。	商工観光課 農林課 環境緑水課 生涯学習課	(新規施策)	・観光客の増加を目的に、多彩な観光資源の魅力を高めるために観光基盤の整備を行なう。 ・森林環境プロジェクト(駿河台大学)、森林環境教育事業に関する市有林利用の協定(聖望学園高校)などを通じ、広葉樹の植樹により、景観を形成する。 ・景観緑地保全・活用計画の策定を検討 ・植物所在調査の実施
⑫	公共施設の整備・改修などに当たっては、周囲の自然や街並み景観への調和を図ります。	関係各課	(新規施策)	・道路照明灯、カーブミラー、ガードレール等を設置する際に配慮 ・校舎大規模改修・耐震補強工事における校舎外壁塗装、耐震補強プレースの塗装などの色彩事業での調和
⑬	公共施設や遊歩道の案内板、ベンチなどに西川材の活用を図ります。	商工観光課 関係各課	(新規施策)	・観光客の増加を目的に、多彩な観光資源の魅力を高めるために観光・公衆トイレやハイキングコース上の指導標等観光基盤の整備に活用 ・校舎大規模改修・耐震補強事業における校舎内装木質化、木製備品使用などにより活用
⑭	中心市街地においては、電線類の地中化を検討します。	政策企画課	(新規施策)	・庁内に「中心市街地活性化推進本部」を設置し、総合的な観点から検討を進める。
⑮	屋外広告物等についてのガイドラインを作成し、良好な街並みの形成を図ります。	道路課 建築課 都市計画課	(新規施策)	・屋外広告物法及び埼玉県屋外広告物条例に基づく適正な屋外広告の表示・掲出の規制により、良好な景観の形成や風致を維持し、公衆に対する危害を防止する。

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
⑯	西川材を使用した住宅づくりを促進します。	農林課	・西川材を使用して住宅・店舗等を新築・リフォームした際の西川材使用住宅補助事業を実施	・事業を継続
⑰	景観間伐を促進し、山間地域における景観の向上を図ります。	農林課	(新規施策)	・要望に応じ集落地沿道間伐事業を実施

(2) 自主規制やルールづくりによる景観整備、住環境整備の推進

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	観光ごみの持ち帰り運動を推進します。	商工観光課	・チラシ等の配布及び呼びかけにより啓発	・事業を継続
②	ポイ捨ての防止、犬などのペットの飼い方やマナーに関する啓発を進めます。	環境緑水課 廃棄物対策課 保健センター	・広報への啓発記事等の掲載 ・定期的なパトロールの実施により不法投棄の防止と啓発 ・飯能・日高狂犬病予防協会による「犬の飼い方教室」の開催	・事業を継続 ・住民との協力により不法投棄をされない地域づくりを目指す ・ポイ捨て防止などについて条例による規制を検討
③	市民清掃デーや河川清掃など、地域における美化運動を支援します。	市民参加推進課 商工観光課 環境緑水課 クリーンセンター	・飯能河原クリーンキャンペーン等の実施 ・市民清掃デーの実施 ・河川浄化実施自治会への補助(平成19年度:93件)	・事業を継続するとともに、自治会活動への支援等を実施
④	美しい住宅地の形成に向けて地区計画や建築協定、緑化協定制度の活用を検討します。	建築課 都市計画課	(制度を活用した事案なし)	・制度として継続
⑤	山間地域の稜線付近の間伐や広葉樹化を進め、住宅地への日照に配慮した環境づくりを推進します。	農林課	・集落地沿道間伐事業、景観間伐事業を実施	・事業を継続

(3) 監視・規制の強化

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	市民、事業者に対し、廃棄物の適正処理に関する指導を行います。	環境緑水課 廃棄物対策課 クリーンセンター	・説明会、広報活動等により廃棄物の適正な排出を指導 ・野焼きや廃棄物の不適正保管などに対し、県と連携して指導	・事業を継続 ・事業者に対し、商工会議所などを通じて適正な処分を指導
②	関係機関との連携やパトロールを強化し、山間部、河川等への不法投棄の防止を図ります。	農林課 環境緑水課 廃棄物対策課 道路課	・関係機関との連携で定期的なパトロールの実施により不法投棄の防止を図る。 ・監視カメラの設置等により対策を強化 ・森の番人によるパトロールや柵の設置など不法投棄防止活動の実施	・事業を継続 ・関係各課が連携し、パトロールを強化
③	捨て看板や違法広告物などに対する指導、撤去を行います。	道路課 建築課 都市計画課	・屋外広告物許可制度により適正な指導を実施 ・屋外違反広告物簡易除去の実施	・事業を継続

方針2-3 安全・安心なまちをつくる

ダイオキシン類、ゴルフ場農薬、地下水汚染、道路騒音・振動、二酸化窒素濃度などの調査を継続して実施し、数値の把握をしています。県との連携による特定事業所への立ち入り調査・指導の実施、野焼きや不法投棄防止のための定期的なパトロール実施など、公害防止に努めています。

自然災害に対しては、自主防災組織の育成を推進しています。また、危険箇所や自然災害時の対応等についての情報を提供するため、防災ガイドマップを作成し、全戸配布しました。

歩行者の安全確保については、道路照明灯や防犯灯の設置を進めるとともに、歩道の整備を進めています。歩行空間の確保のために、自転車駐車場の整理と合わせて放置自転車の撤去を実施しています。

(1) 公害防止や有害化学物質対策の強化

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	各種環境公害調査を継続して実施します。	環境緑水課	・ダイオキシン類環境調査、ゴルフ場農薬検査、地下水汚染検査、道路騒音・振動調査、二酸化窒素濃度調査の5事業を業務委託により実施	・事業を継続
②	監視体制の充実や事業者に対する指導を行うとともに、事業活動に伴う公害防止を徹底します。	環境緑水課	・県と連携し特定事業所に定期的に立ち入り調査を行い、指導等を実施	・事業を継続
③	環境パトロールを強化し、野外焼却や不法投棄の監視を行います。	環境緑水課 廃棄物対策課	・野焼きや不法投棄の防止のため、定期的パトロールを実施	・事業を継続
④	公害発生の広域化に対し、県や近隣自治体と連携して環境保全対策を進めます。	環境緑水課	・道路騒音・振動他各種公害調査を実施するとともに、県等との連携により公害についての啓発を実施	・事業を継続
⑤	一般廃棄物の適正な処理を行い、廃棄物処理による公害の発生を防止します。	クリーンセンター	・廃棄物の分別徹底と適正処理 ・処理施設の計画的な修繕や環境検査の実施による公害防止	・事業を継続
⑥	有害物質等に関する情報を収集し、提供します。	環境緑水課	・県や関係機関との連携により、地域住民への地下水汚染、土壌汚染等の情報提供と啓発を実施し、被害の防止に努める。	・事業を継続

(2) 自然災害対策の推進

環 境 施 策		担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
①	自主防災組織を育成します。	危機管理室	・自主防災組織が行う防災訓練及び防災資機材の購入に対する補助(平成19年度末:自主防災組織数 85組織、世帯率 86.09%)	・自主防災組織の育成を推進し、組織率100%を目標とする。
②	危険箇所の巡視や災害防止対策を実施します。	危機管理室 関係各課	・各課の連携による危険箇所の巡視や災害防止対策の実施	・事業を継続
③	危険箇所や自然災害時の対応、自然災害対策などに関する情報提供やPRを行います。	危機管理室 関係各課	・防災ガイドマップを作成し、全戸配布により情報を提供	・情報提供や啓発を継続
④	健全な森林の育成や維持管理を推進し、森林における自然災害の防止を進めます。	農林課	・森の番人による市有林の整備、各種間伐事業を実施し、健全な森林の育成を実施	・森林整備の継続実施により、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。

(3) 生活公害対策の推進

環 境 施 策		担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
①	市民への啓発や事業者に対する指導などにより、静穏な住環境を保持するため生活公害防止対策を推進します。	環境緑水課	・広報による公害防止についての啓発 ・苦情・相談に基づき公害原因者への指導を実施	・事業を継続
②	近隣の生活騒音やペット公害などの防止のため、モラルの向上と意識の啓発を図ります。	環境緑水課 保健センター	・広報による公害防止、モラル向上についての啓発 ・飯能・日高狂犬病予防協会による「犬の飼い方教室」の開催	・事業を継続

(4) 安心して歩ける道づくりの推進

環 境 施 策		担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
①	歩道の整備を進めるとともに、街路灯整備や緑化等により、安全で快適な歩行空間づくりを推進します。	生活安全課 商工観光課 道路課 都市計画課	・道路照明灯や防犯灯を設置(平成19年度:道路照明灯 6基、防犯灯 64基) ・道路・街路の整備事業において歩道を整備	・事業を継続 ・奥武蔵自然歩道等のハイキングコースの整備を推進
②	安心して歩ける歩行空間を確保するため、道路等における放置自転車などへの対策を推進します。	生活安全課	・放置自転車の撤去 ・市営自転車駐車場の整理	・事業を継続
③	交通事故の防止や自転車利用のマナー向上のため、交通安全教育の充実を図ります。	生活安全課	・交通安全教育の実施(平成19年度:幼児・児童 52回、高齢者 15回) ・街頭指導等の実施	・事業を継続

環境目標 3 循環の環を広げ環境にやさしいまち

<基本方針-3> 循環を支える社会をつくる

環境指標	当初策定時 (平成13年度)	平成19年度末 現在	平成24年度までの 目標
一般廃棄物排出量	28,008 t	26,362 t	25,500 t 以下
資源化率(有用資源物量/全処理量)	18.7%	30.7%	30%
太陽光発電を利用した公共施設数	—	—	1箇所以上
雨水利用を行っている公共施設数	1箇所	1箇所	当初値よりも増やす
公共下水道普及率	54.4%	61.0%	73%
合併処理浄化槽設置補助件数(累計)	1,175 基	1,921 基	2,400 基

方針3-1 水循環の環をつくる

本市は入間川や高麗川などの上流部に位置することから、森林の保水力を高めるため各種間伐事業の実施など水源林の保全・整備に努めています。

水質保全対策として、合併処理浄化槽の設置や維持管理に補助を実施し、普及を推進しています。公共下水道の整備についても推進しており、普及率は61%となっています。生活排水処理基本計画や原市場・名栗清流保全実施計画を策定し、これらに沿って生活排水処理対策に取り組んでいます。

水資源に対する意識高揚のため、啓発活動として水道週間等のイベント開催時、水道施設見学会等において、パンフレット配布、飯能水配布・販売を実施しています。

河川の上下流域の連携により水質・水量・生態系の保全を図るため、森林の多面的機能や維持管理の大切さなどについて、下流地域を含め広域的に情報発信をしていきます。

(1) 雨水の地下浸透の促進

環境施策	担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
① 透水性舗装など雨水浸透施設の普及を図るとともに、宅地内の緑化や土壌面を残すことにより、雨水の地下浸透を進めます。	道路課 建築課 都市計画課 土地区画整理事務所	・道路、園路等の雨水を地下に浸透させる舗装材を使用	・事業を継続 ・可能な場所は浸透柵を設置
② 健全な森林の育成や維持管理を推進し、森林の保水力を高めます。	農林課	・森の番人による市有林の整備、各種間伐事業等により、健全な森林の育成を実施	・森林整備の継続実施により、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。

(2) 水質保全対策の推進

	環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	合併処理浄化槽の普及、維持管理の促進や啓発活動を行いながら、生活排水対策を進めます。	環境緑水課	・合併処理浄化槽の設置補助、維持管理補助(平成19年度末設置補助件数:1,921基) ・広報などによる啓発	・補助金の見直しを行い、合併処理浄化槽の設置を広く普及する。(平成24年度目標:2,400基)
②	公共下水道の整備、普及を進めるとともに、適正な維持管理を行います。	下水道課	・整備計画に基づく公共下水道布設工事の実施(平成19年度末公共下水道普及率:61.0%) ・浄化センター等の下水道施設の適切な維持管理 ・浄化センターの再構築事業に着手(平成19年度～)	・公共下水道整備・普及事業を継続実施 ・浄化センターの再構築事業を推進(平成19～24年度(第1期))
③	県と協力し、事業所への立ち入り等、事業活動に伴う適正な排水処理に関する指導を強化します。	環境緑水課	・水質・大気に関する特定施設への立入調査の実施	・事業を継続
④	河川の水質や生物の調査を継続して実施します。	環境緑水課	・河川水質調査(年6回)及び水生生物調査(年1回)を実施	・事業を継続
⑤	水質保全推進の地域リーダーを養成し、活動を促進します。	環境緑水課	・水質保全推進員(30人)の委嘱及び研修の実施	・事業を継続
⑥	水辺環境保全への協力に関するPRを行います。	商工観光課 環境緑水課 水道業務課 水道工務課	・観光客等にごみの持ち帰りを呼びかけるチラシ配布を実施 ・水道週間等のイベント開催時、水道施設見学会等において、パンフレット配布、飯能水配布・販売を実施	・事業を継続
⑦	総合的な生活排水処理対策について検討を進めます。	環境緑水課 下水道課	・飯能市生活排水処理基本計画策定(平成15年度) ・原市場・名栗清流保全実施計画策定(平成17年度) ・公共下水道整備済み地区の未接続世帯への水洗化促進	・各計画に基づき、合併処理浄化槽の普及等を進める。 ・水洗化促進活動を継続実施
⑧	水源地域周辺の環境の保全と水質の維持・改善を図ります。	水道業務課 水道工務課	・水道週間等のイベント開催時、水道施設見学会等において、パンフレット配布、飯能水配布・販売を実施	・事業を継続し、水源保全の啓発を行う。

(3) 節水と雨水の有効利用の促進

	環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	水資源に対する意識を高めるため、節水や雨水利用などに関する啓発活動を行います。	環境緑水課 水道業務課 水道工務課	・ホームページ等への記事の掲載、ダム・浄水場見学会時のPRを通じて節水や水源保全についての啓発を実施	・事業を継続 ・雨水の有効利用についての検討を行い、啓発を実施
②	公共施設における雨水利用を推進します。	関係各課	・美杉台児童館・保育所・公民館のトイレの洗浄用に利用 ・花壇の水撒き用等有効利用	・既に利用している施設での利用を継続 ・施設整備等に際して有効利用を検討

(4) 上流・下流地域の交流の促進

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	流域自治体と連携し、排水処理対策などを行い、入間川、高麗川の清流保全を推進します。	環境緑水課	・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会へ加入し、他市町村と情報を交換	・事業を継続
②	清流保全や森林保全について、広域的なPRを行い、各種保全活動への参加等呼びかけます。	農林課 環境緑水課 水道業務課	・森林体験教室、講演会の開催、緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援等 ・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会において他市町村との情報交換 ・はんのう市民環境会議の支援 ・飯能水の配布、販売によるPRを実施	・事業を継続 ・森林の持つ多面的な機能や、森林の維持管理の大切さなどについて、下流地域を含めた広域的な地域に対し、情報提供やPRを実施

方針 3-2 物質循環の環をつくる

将来的なごみ処理施設のあり方の検討を始めており、資源循環型社会の形成推進に即したごみ処理の基本方針を確定し、施設建設への準備を進めます。

ペットボトル、プラスチック類の分別収集開始などで資源化率は向上し、ごみ排出量も減少しています。3R推進やマイバッグ運動の実施、リユース品販売会の開催などによるごみ問題に関する意識啓発もごみの減量化に結びついています。

環境にやさしい取り組みとして、グリーン購入率の向上をめざします。また、消費生活においては地産地消を促進します。

環境センターから排出される脱水ケーキを肥料原料として、クリーンセンターから排出される焼却灰・飛灰をセメント原料として、浄化センターから排出される脱水ケーキを肥料原料及びセメント原料として、浄水場から排出される脱水汚泥を改良土として、それぞれ有効利用しています。

(1) ごみゼロ社会の構築

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 次期処理施設や最終処分場などを含め、ごみゼロ社会の構築に向けた将来的な廃棄物処理のあり方について、市民・事業者を交えた検討を進めます。	廃棄物対策課 クリーンセンター	・将来的なごみ処理施設のあり方の検討に着手	・資源循環型社会の形成推進に即したごみ処理のあり方を目指し、基本となる方針等を確定させ、施設建設に向けた準備作業を進める。

(2) ごみの減量化・再利用

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 市の廃棄物処理に関する周知を図り、ごみの分別収集を推進します。	廃棄物対策課 クリーンセンター	・ごみの分別計画を策定し、「ごみ分別事典」等により周知 ・ペットボトル、プラスチック類などの分別収集を開始	・分別計画を策定し、「ごみ分別事典」の定期的な見直しを行い、ごみの減量及び資源化を進める。
② 生ごみの自家処理を促進します。	廃棄物対策課	・生ごみ処理機を購入した市民へ補助金を交付	・事業を継続
③ 古紙回収など資源の再利用を進める市民活動などを支援します。	廃棄物対策課	・再利用できる有価物を回収した団体及び集団回収に協力した業者に補助金を交付	・事業を継続
④ リユース品販売会の開催など、不用品の再利用を促進します。	廃棄物対策課	・くらしの会主催のフリーマーケットを開催(平成18年度まで) ・粗大ごみ等を修理して市民に販売するリユース品販売会を開催(1回/月)	・リユース品販売会を継続
⑤ ごみの減量に関する啓発を進め、実践活動の促進を図ります。	廃棄物対策課	・3R推進の啓発 ・マイバッグ運動の実施 ・ポスターによる啓発	・事業を継続

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
⑥ ごみ処理施設等見学会やイベント開催を行い、ごみ問題に関する意識啓発を進めます。	廃棄物対策課 クリーンセンター	・ごみ問題の啓発を含めた施設見学会の実施 ・粗大ごみ等を修理して市民に販売するリユース品販売会を開催(1回/月)	・施設見学会やリユース品販売会を通してごみ処理の状況を市民に知らせ、ごみ減量の啓発を進める。 ・3R推進とごみ問題に関する啓発活動を継続的に実施
⑦ ごみ処理の有料化について検討します。	廃棄物対策課	・ごみ減量施策の一つとして家庭ごみの有料化実施について検討を開始	・検討を継続 ・排出量に応じた負担を検討し、ごみの減量を図る。
⑧ 小売店等による包装や容器の簡素化や回収を促進します。	商工観光課 環境緑水課 廃棄物対策課	・商工会議所等を通じて各小売店舗へ簡易包装等の促進について協力依頼	・事業を継続 ・はんのう市民環境会議や関係する団体と連携し活動を広げる。
⑨ マイバッグ運動を推進します。	商工観光課 廃棄物対策課 各公民館	・大型店舗でキャンペーンを実施し、市民に啓発のためのチラシを配布 ・リサイクル講座として不要となった傘布を利用したマイバッグ作りを実施	・マイバッグ運動のキャンペーン、リサイクル講座(マイバッグ作り)を継続実施して推進する。
⑩ 事業系廃棄物処理に対する周知を図ります。	廃棄物対策課 クリーンセンター	・ごみの適正処理を指導し、ごみ分別・ごみ減量の啓発を実施	・事業を継続
⑪ 廃棄物処理法や各リサイクル法などに基づき、事業者のリサイクルへの取り組みを促進します。	契約検査課 廃棄物対策課 クリーンセンター	(新規施策)	・建設リサイクル法に基づき、対象となる建設工事の請負契約の締結に当たり、再資源化等に要する費用を明記することを義務付ける。 ・事業者へごみ減量・資源ごみのリサイクル促進を啓発していく。

(3) 環境にやさしい消費生活の普及

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 環境に配慮した暮らしのアイデアなどを収集し、広報などで情報提供します。	環境緑水課	・家庭でできる身近な省エネ活動についての記事を広報等へ掲載	・啓発を定期的 to 実施する。
② 庁内において、環境にやさしい商品等の購入(グリーン購入)を優先的に行います。	関係各課	・消耗品、備品等の購入時に環境にやさしい商品を優先	・継続して取り組み、グリーン購入率を向上させる。
③ 市民や事業者に対し、グリーン購入のPRを行います。	環境緑水課 生活安全課	・広報への記事掲載等でPR	・消費者団体を通じPRを図る。 ・はんのう市民環境会議と連携し、活動を広げる。
④ 有機農業などによる地場産農産物の地域内消費の促進を図ります。	農林課 学校教育課	・学校給食に地場産の米、野菜などを使用	・継続して取り組み、地産地消の促進を図る。

(4) 資源としての有効利用

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	有機農法など、環境を重視した農業を奨励します。	農林課	・環境にやさしい農業を営む農家に対し県が認定するエコファーマーの登録を推奨(平成19年度末登録者数:24人)	・事業を継続
②	生ごみや下水汚泥などは、有機質の堆肥化やメタン発酵などの資源化を進めるとともに、資源物の利用を促進します。	クリーンセンター 下水道課	・環境センターから排出される脱水ケーキ及び浄化センターから排出される脱水ケーキの一部を肥料原料として再利用	・事業を継続
③	焼却灰、脱水汚泥をセメントの原料や建設資材として有効に活用します。	クリーンセンター 水道工務課 下水道課	・クリーンセンターから排出される焼却灰・飛灰をセメント原料として再利用 ・浄化センターから排出される脱水ケーキの一部をセメント原料として再利用 ・浄水場から排出される脱水汚泥を改良土として有効利用	・事業を継続

方針3-3 地球にやさしいまちをつくる

省エネルギーに関する意識啓発のため、県で実施しているエコライフデー事業に平成17年度から参加し、参加者数も年々増加しています。

未利用木質資源を有効利用するためペレットストーブの普及を推進しています。今後、国の動向等に合わせ、太陽光エネルギーなどクリーンで環境にやさしいエネルギー使用施設・機器の導入を推進します。

二酸化炭素排出量削減をめざし、公共交通を充実させるためバス路線確保対策やノンステップバス購入に対する補助を実施しています。

二酸化炭素吸収の観点からも適正な森林の保全、維持管理を推進します。また、地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化防止のための施策を推進します。

(1) 省エネルギーの推進

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	公共施設における省エネ機器の導入の推進を図ります。	関係各課	・備品等の購入時には省エネ機器を購入し、施設の更新時には省エネ機器への転換を実施 自動点滅照明、自動水栓の設置等	・事業を継続 ・小・中学校校舎大規模改修等の際に省エネ設備導入を推進する。
②	日常生活において省エネ・省資源の効果を分かりやすく確認できる仕組みの普及を図ります。	環境緑水課	・埼玉県作成の環境家計簿の市民への普及を推進 ・平成17年度からエコライフデー事業に参加	・エコライフデー事業に継続して参加し、参加者の増加を図る。
③	市民・事業者に対し、省エネ・省資源の意識啓発を図ります。	環境緑水課	・広報等による啓発を実施	・事業を継続し、定期的に啓発を実施

(2) 未利用エネルギーの利用推進

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	バイオマスエネルギーの活用、太陽光発電や太陽熱利用、燃料電池など、クリーンで環境にやさしいエネルギーの利用を推進します。	農林課 環境緑水課	・新エネルギーや未利用エネルギーの活用についての情報を収集し、新規施設建設時等の活用を推奨 ・ペレットストーブ普及のために未利用木質資源利用事業補助を実施	・新エネルギーや未利用エネルギーに関する情報収集を継続し、活用についてのPRを実施 ・補助事業を継続し、木質バイオマスの利用促進を図る。
②	公共施設において、太陽光や太陽熱などの利用を進めます。	関係各課	・公園内の時計及び照明に太陽光を利用	・既存施設での利用を継続 ・施設建設、改修時等に設置を検討する。
③	市民や事業者に対し、太陽光や太陽熱などの利用について、啓発・PRを行います。	環境緑水課	・太陽光発電システム等の国庫補助制度について広報により周知	・継続的に環境に配慮した設備の設置に関する国庫補助制度等を広報などで情報提供し、普及を図る。
④	ごみ処理エネルギーの有効利用について検討します。	廃棄物対策課	・資源循環型社会の形成推進に即したごみ処理のあり方を目指す中で検討に着手	・検討を継続し、方向性を決定する。

(3) 環境にやさしい交通体系の展開

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	事業者などの関係機関と協議しながら、公共交通機関の充実を図ります。	生活安全課	・沿線市町と連携を図り、JR八高線、川越線の整備、複線化、電車化を鉄道事業者に要望	・要望行動を継続
②	中山間地域等における公共交通を充実させるため、バス交通に対し補助を行います。	生活安全課	・バス路線確保対策費補助を実施	・事業を継続
③	利用者が使いやすいバス交通を整備するため、ノンステップバスの導入を促進します。	生活安全課	・ノンステップバスを導入するバス事業者に購入費補助を実施	・事業を継続
④	自転車の利便性を高めるため、自転車駐車場の整備を促進します。	生活安全課	(共同自転車駐車場の整備については未着手)	・一般的な自転車駐車場の整備に向けて用地確保等を検討

(4) 森林の公益的機能の発揮

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	水源かん養や災害の防止、地球温暖化の防止など、森林の多様な公益的機能の維持・増進を図ります。	農林課	・森の番人による市有林の整備、各種間伐事業を実施し、健全な森林を造成	・継続して森林整備を行うことにより、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。

(5) 地球環境の保全

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	地球環境の保全、地球温暖化の防止に向けた総合的な取り組みを促進します。	環境緑水課 関係各課	(新規施策)	・地球温暖化対策実行計画等の策定及び施策の推進

環境目標 4 より良い環境のために行動するまち

<基本方針－4> 協働型社会をつくる

環境指標	当初策定時 (平成13年度)	平成19年度末 現在	平成24年度までの 目標
環境に関する講座の開催件数	年2講座	年6講座	年5講座以上
庁用車への低公害車導入数	9台	13台*	13台*
こどもエコクラブ登録数	0団体	11団体	14団体以上(各小学校1団体以上)
環境に関する報告書の作成	4年毎 (平成11年度)	3年毎 (平成16年度)	毎年度作成する
はんのう市民環境会議会員数	—	367人 (団体を含む)	現況値よりも増やす

※「庁用車への低公害車導入数」の低排出ガス認定車については平成17年排出ガス基準に対応した台数。「当初策定時(平成13年度)」は、平成12年排出ガス基準に対応した台数。

方針4-1 環境にやさしい人を育てる

自然体験ができる場所としてあけぼの子どもの森公園や森のようちえんなどを整備、管理しています。市有林では森林体験教室の実施や団体等による森林環境教育の実践活動が行われ、体験の場として利用されています。また、このような場所を守るためにクリーンキャンペーンやボランティアによる保全活動を実施しています。

小学生を対象とするウグイの放流体験、森林体験教室、親子水辺教室など自然に対する理解を深めるための環境学習を実施しています。クリーンセンターや浄化センターの施設見学会は、廃棄物問題に関する意識の高揚に効果を上げています。

市庁舎は、ISO14001推進により環境マネジメントシステムを運用するなど環境配慮を実行しています。事業者等に対し、それぞれに応じた環境管理システムの活動を支援します。

(1) 体験の場の確保

環境施策	担当部署	平成19年度までの 実施状況	平成24年度までに 目指す方向
① 市民・事業者との協力や広域的な連携により、森林や清流の保全・維持管理を進め、自然体験ができる場所を守ります。	商工観光課 農林課 環境緑水課 都市計画課	・クリーンキャンペーンの実施及びごみ持ち帰りの呼びかけを実施 ・森林体験教室の実施や緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援などを通じ森林等を保全・維持管理 ・ボランティアとの連携による緑のトラスト地の保全活動 ・自然体験ができる場所としてあけぼの子どもの森公園を管理	・事業を継続

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
② 落ち葉の堆肥化や雑木による炭づくりなど、市民が里山の恵みに親しめるよう、里山を利用しやすい仕組みづくりを推進します。	農林課 環境緑水課	・体験教室における間伐体験、間伐木を利用した炭焼きの実施 ・はんのう市民環境会議との連携により天覧入谷津田の再生・活用を計画し、作業に着手	・森林啓発事業として体験教室を継続実施 ・天覧入谷津田の再生・活用事業を継続
③ 森林管理や河川清掃、公園の管理など、市民の体験の場となるボランティア活動を支援します。	市民参加推進課 商工観光課 農林課 環境緑水課 子ども家庭課 都市計画課 各公民館	・クリーンキャンペーンの実施 ・奥武蔵自然公園管理委員会への支援 ・森林ボランティア入門講座、体験講座などを開催 ・森林ボランティアグループによる市有林管理と森の番人による支援 ・河川清掃実施自治会への補助 ・森のようちえん整備作業をボランティアとの協働により実施 ・中高年男性の森林ボランティア活動体験会を実施	・事業を継続
④ 自然の大切さを体験できる場としてピオトープを整備します。	都市計画課 学校教育課	・阿須運動公園東側、中央公園内及び小学校3校(加治東、東吾野、美杉台)に整備	・新規の公園整備に際して検討 ・整備を希望する学校へ支援
⑤ 市内の良好な自然に関する情報を収集・提供するとともに、森林インストラクターなどを活用し、市民の自然とのふれあいを充実させます。	農林課 環境緑水課	・森林ボランティアグループによる市有林の管理を実施 ・はんのう市民環境会議との協働により情報を収集し、提供(自然観察会やマップづくりなど)	・事業を継続
⑥ 山間地の定住環境の整備とともに、体験・レクリエーション環境の整備を促進します。	政策企画課 農林課	(新規施策)	・山間地域振興事業を促進し、山間地域の5地区で行われている、地域住民の積極的な事業活動による活気に満ちたコミュニティづくりと、心豊かな地域づくりを進める。
⑦ 森のようちえんやあけぼの子どもの森公園、身近な里山、遊休農地、河川などの自然を生かした体験の場を提供します。	農林課 環境緑水課 子ども家庭課	(新規施策)	・森林体験教室における間伐・炭焼き・きのこのほだ木づくりの実施 ・遊休農地解消のためマコモタケの栽培拡大 ・はんのう市民環境会議との連携により天覧入谷津田の再生・活用事業を実施 ・身近な里山などの自然環境を活用し、心身ともに豊かな情操教育の一環として体験活動の場(森のようちえん、あけぼの子どもの森公園)の充実を図る。

(2) 学校教育、生涯学習における環境教育、環境学習の推進

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 小学生を対象とした魚の放流体験を通し、川への関心や清流保全に対する意識の高揚を図ります。	環境緑水課	・水辺環境保全事業としてウグイの放流体験を実施(年2校)	・事業を継続
② 学校教育において、農林業体験を進め、子どもたちの森林保全や農林業に対する理解を深めます。	農林課 学校教育課	・森林環境教育の支援等を実施	・各種事業を実施し、市民、学生等の理解を深める。 ・農林業関係者と学校との連携を図り、森林について体験的に学ぶ学習を教育課程に位置づけて実施する。
③ 森林・林業に関する講座、体験教室や自然観察会等の開催、エコツアーを通じて、市民が森林や林業をはじめ、自然について理解を深める機会をつくります。	農林課 環境緑水課 エコツアー推進室 生涯学習課 各公民館	・森林体験教室、講演会の開催 ・緑の少年団活動、ボランティアの支援及び森林環境教育の支援等を実施 ・親子水辺教室を実施し、河川の水質検査や有間ダム見学などにより水の大切さを啓発 ・自然調査及び自然調査実施に基づく講座の開催 ・星の観察、自然とのふれあい、西川材についての学習及び工作教室を実施 ・森林ボランティアの体験を実施	・各種事業を継続推進し、市民、学生等の理解を深める。 ・エコツアーの実施により機会を提供する。 ・文化財講座等において自然関係の講座を開催する。
④ ごみ・下水処理施設等見学会やイベント開催を行い、廃棄物問題に関する意識啓発を進めます。	廃棄物対策課 クリーンセンター 下水道課	・ごみに関する啓発を含めたごみ処理施設見学会等の実施 ・粗大ごみ等を修理して市民に販売するリユース品販売会の実施 ・ごみ収集車に描く絵の募集 ・浄化センター施設見学会の実施	・事業を継続し、3Rの推進とごみ減量の啓発を進める。
⑤ こどもエコクラブの推進支援など、学校における環境教育の場づくりを進めます。	環境緑水課 学校教育課	・こどもエコクラブの活動支援 ・環境学習用品の給付 ・ウグイ放流体験の実施	・事業を継続 ・こどもエコクラブの活動を各学校に周知し、各学校の取り組みを推進する。
⑥ 環境教育副読本を活用するなど、学校における環境教育の充実を図ります。	学校教育課	・環境教育の計画や副読本の活用法など、各学校の取組について情報交換を実施	・事業を継続

(3) 環境配慮行動の推進

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	市の施策や日常業務において、ISO14001に基づいた環境配慮行動を推進します。	環境緑水課 関係各課	・ISO14001 推進により環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮を実行	・EMSの活動内容、適用範囲など改善を加えながら継続して実施
②	庁用車への低公害車の導入を積極的に推進します。	庶務課 関係各課	・車両の新規購入時は、ハイブリッド自動車、軽自動車等を優先(平成19年度末低公害車導入数:13台)	・事業を継続
③	市民が実践している環境に配慮した暮らしのアイデアなどを募集し、広報などで紹介します。	環境緑水課	(未実施)	・広報への掲載をはじめ、はんのう市民環境会議と連携し、啓発活動を実施
④	マイバッグの持参、グリーン購入、アイドリングストップなど、環境保全のための活動について意識啓発を行います。	環境緑水課 廃棄物対策課	・広報による啓発 ・マイバッグ運動推進事業として大型店舗でキャンペーンを実施し、チラシを配布して啓発	・事業を継続 ・はんのう市民環境会議と連携し、啓発活動を実施

(4) 環境マネジメントシステムの普及

環境施策		担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
①	ISO14001に基づき、庁内における環境配慮の状況を定期的にチェックし、継続的に改善します。	環境緑水課	・ISO14001 推進により環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮を実行	・EMSを改善しながら活動を継続
②	日常生活における省エネ・省資源の効果を分かりやすく確認できる仕組みを活用し、自己チェックによる環境への意識啓発を行います。	環境緑水課	・エコライフデーの事業に参加し、二酸化炭素排出量を抑制する行動を啓発	・エコライフデー事業について、はんのう市民環境会議を中心に活動を進め、取組みを拡大させる。
③	事業者による事業活動への環境マネジメントシステムの導入を促進します。	環境緑水課	・事業者による環境マネジメントシステムの活動を支援	・法令等の内容や規制基準等を説明するなど、事業者のEMS活動を支援していく。

方針4-2 活動の環を広げる

市民、事業者、行政の協働型事業の実践として、7地区で地区別まちづくり計画に基づく事業を推進しています。また、平成15年度、はんのう市民環境会議を設立し、市民、事業者、行政の連携により、環境基本計画の推進組織として各施策に取り組んでいます。

市は、はんのう市民環境会議をはじめ、環境保全に取り組む市民や事業者、ボランティアグループなどの活動を支援し、協働を実践しています。さらに、はんのう市民環境会議においては、市民、事業者、行政の環境に関する情報交換や意見交換が継続的に行われています。

(1) 協働型事業の推進

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 地区別まちづくり計画の実践を通じた市民、事業者、行政の連携の仕組みづくりを進めます。	市民参加推進課	・地区別まちづくり計画に基づき各種事業を推進(7地区で実施)	・事業を継続
② はんのう市民環境会議の活動を通じ、市民や事業者と連携した環境基本計画の推進組織づくりを進めます。	環境緑水課	・平成15年度に、はんのう市民環境会議を設立し、運営及び活動を支援(平成19年度末会員数:367)	・市民、企業、行政が連携した組織により自然環境、生活環境、地球環境の各施策の推進に取組む。
③ 山間地域振興計画に基づき、魅力ある地域づくりを促進します。	政策企画課	・山間地域の5地区において、景観整備や景観間伐をはじめ、農産物の商品化など地域特性を生かした事業活動が進められている。	・山間地域振興事業を促進する。

(2) 市民、事業者の活動への支援

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 環境保全に取り組む地域住民やボランティアグループの活動を支援します。	市民参加推進課 環境緑水課 エコツーリズム推進室	・ボランティアネット飯能登録団体への広報の支援、情報交換の場の提供 ・飯能河原を守る会等の団体活動への補助 ・はんのう市民環境会議の支援 ・エコツアー実施団体等への支援・協力(エコツアー新規実施者へ交付金の交付:平成17～19年度に27団体)	・事業を継続 ・各団体の自主的な運営や活動を促す。
② 地区別まちづくり推進委員会の活動を支援します。	市民参加推進課 関係各課	・地区別まちづくり計画に基づき実施する事業活動(7地区で実施)に補助金を交付	・事業を継続
③ はんのう市民環境会議の活動を支援します。	環境緑水課	・はんのう市民環境会議を支援し、連携により人材の情報収集や環境保全への協力体制を実践	・事業を継続し、協力体制を確立していく。
④ 山間地域振興計画に基づき、魅力ある地域づくりを促進します。	政策企画課 関係各課	・山間地域の5地区において、景観整備や景観間伐をはじめ、農産物の商品化など地域特性を生かした事業活動が進められている。	・山間地域振興事業を促進する。 ・空き教室の活用事業として、地域住民のための憩いの場、交流の場の整備を実施する。
⑤ 市民による道路の美化活動を促進し、市民が公共施設の維持・管理に関わる仕組みをつくります。	市民参加推進課 道路課	・道路維持管理事業において、市民による道路美化活動の啓発を行い、実施する団体を募集(平成19年度末現在15団体が登録済み)	・事業を継続し、拡充する。

(3) 情報交流の推進

環境施策	担当部署	平成19年度までの実施状況	平成24年度までに目指す方向
① 環境の現状や行政の環境への取り組み状況などについて公表します。	環境緑水課	・市ホームページを活用し、市民、事業者、行政の連携により設立したはんのう市民環境会議における環境への取り組みを公表	・公表を継続し、取り組みへの参加者の増加と活動の充実を図る。 ・環境の状況及び環境施策の実施状況等を公表
② 市の広報紙やホームページ等へ、環境に関する情報を掲載します。	環境緑水課	・広報掲載などにより情報を提供	・定期的に情報の掲載を実施
③ はんのう市民環境会議などを通して、市民・事業者・行政の情報交換や意見交換を推進します。	環境緑水課	・市民、事業者、行政の連携により設立したはんのう市民環境会議において、運営委員会や専門部会を定期的に開催し、情報交換や意見交換を継続的に実施	・事業を継続 ・事業者の活動などを広報やホームページを活用し、広く周知する。
④ 近隣自治体との連携を強め、環境に関する情報交換を行います。	環境緑水課	・埼玉県西部地域まちづくり協議会(ダイアプラン)に環境部会を設置し、構成する所沢市、狭山市、入間市との間で情報交換、協働事業を実施	・ISO14001の協働内部環境監査をはじめ、ダイアプラン環境部会での取り組みを進めていく。

公害関係各種調査結果

項 目	ページ
1 市内ゴルフ場における農薬調査結果	36
2 道路交通騒音測定結果	38
3 道路交通振動測定結果	41
4 大気関係常時監視測定結果	43
5 光化学スモッグ注意報発令日時内容	44
6 二酸化窒素環境濃度調査結果	45
7 公害関係苦情受付状況	46
8 地下水汚染調査結果	47
9 ダイオキシン類調査結果	49
10 不法投棄パトロール等の状況	52
11 公共用水域の水質調査結果	53

1 市内ゴルフ場における農薬調査結果 平成19年度

単位：mg/L

種類	ゴルフ場 項目	本市の 指針値	A		B		C		D		
			6.7	11.1	6.7	11.1	6.7	11.1	6.7	11.1	
殺 虫 剤	アセフェート	0.4	※	※	※	※	※	※	※	※	
	イソキサチオン	0.04	※	※	※	※	※	※	※	※	
	イソフェンホス	0.005	※	※	※	※	※	※	※	※	
	エトフェンプロックス	0.4	※	※	※	※	※	※	※	※	
	クロルピリホス	0.02	※	※	※	※	※	※	※	※	
	ダイアジノン	0.025	※	※	0.0005	※	※	※	※	※	
	チオジカルブ	0.4	※	※	※	※	※	※	※	※	
	トリクロルホン	0.15	※	※	※	※	※	※	※	※	
	ピリダフェンチオン	0.01	※	※	※	※	※	※	※	※	
フェントロチオン	0.015	※	※	※	※	※	※	※	※		
殺 菌 剤	アゾキシストロビン	2.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
	イソプロチオラン	0.2	※	※	※	※	※	※	※	※	
	イプロジオン	1.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
	イミダクダジン酢酸塩	0.03	※	※	※	※	※	※	※	※	
	エトリシアゾール	0.02	※	※	※	※	※	※	※	※	
	オキシ銅	0.2	※	※	※	※	※	※	※	※	
	キャプタン	1.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
	クロタロニル	0.2	※	※	※	※	※	※	※	※	
	クロネブ	0.25	※	※	※	※	※	※	※	※	
	チウラム	0.03	※	※	※	※	※	※	※	※	
	トリクロホスメチル	0.4	※	※	※	※	※	※	※	※	
	フルトラニル	1.0	※	※	※	※	※	※	※	※	
	プロピコナゾール	0.25	※	※	※	※	※	※	※	※	
殺 菌 剤	ペンシクロン	0.2	0.0001	※	0.0003	※	※	※	※	※	
	ホセチル	11.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
	ポリカーバメート	0.15	※	※	※	※	※	※	※	※	
	メタラキシル	0.25	※	※	※	※	※	※	※	※	
	メプロニル	0.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
	除 草 剤	アシュラム	1.0	※	※	※	※	※	※	※	※
		ジチオピル	0.04	※	※	※	※	※	※	※	※
シデュロン		1.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
シマジン		0.015	※	※	0.0014	※	※	※	※	※	
テルブカルブ		0.1	※	※	※	※	※	※	※	※	
トリクロピル		0.03	※	※	※	※	※	※	※	※	
ナプロパミド		0.15	※	※	※	※	※	※	※	※	
ハロスルフロメチル		0.15	※	※	※	※	※	※	※	※	
ピリブチカルブ		0.1	※	※	※	※	※	※	※	※	
ブタミホス		0.02	※	※	※	※	※	※	※	※	
フラサスルフロン		0.15	※	※	※	※	※	※	※	※	
プロピサミド		0.04	※	※	※	0.0017	※	※	※	0.0002	
ペンスリド		0.5	※	※	※	※	※	※	※	※	
殺 菌 剤	ペンディメタリン	0.25	※	※	※	※	※	※	0.0001	※	
	ペンフルラリン	0.4	※	※	※	※	※	※	※	※	
	メコプロップ	0.025	※	※	※	※	※	※	※	※	
	メチルタイムロン	0.15	※	※	※	※	※	※	※	※	

備考：「※」は、定量下限値未満
指針値は、飯能市環境保全条例施行規則第40条に定める水質指針値

(つづき)

単位：mg/L

種類	ゴルフ場 項目	本市の 指針値	E		F		G		本市の 指針値	H	
			6.7	11.1	6.7	11.1	6.7	11.1		6.7	11.1
殺虫剤	アセフェート	0.4	※	※	※	※	0.001	※	0.08	※	※
	イソキサチオン	0.04	※	※	※	※	※	※	0.008	※	※
	イソフェンホス	0.005	※	※	※	※	※	※	0.001	※	※
	エトフェンプロックス	0.4	※	※	※	※	※	※	0.08	※	※
	クロルピリホス	0.02	※	※	※	※	※	※	0.004	※	※
	ダ'イアジ'ノン	0.025	※	※	※	※	※	※	0.005	※	※
	チオジ'カルブ'	0.4	※	※	※	※	※	※	0.08	※	※
	トリクロルホン	0.15	※	※	※	※	※	※	0.03	※	※
	ピ'リダ'フェンチオン	0.01	※	※	※	※	※	※	0.002	※	※
フェントロチオン	0.015	※	※	※	※	※	※	0.003	※	※	
殺菌剤	アゾキシストロビン	2.5	※	※	※	※	※	※	0.5	※	※
	イソプロチオラン	0.2	※	※	※	※	※	※	0.04	※	※
	イプロシ'オン	1.5	※	※	※	※	※	※	0.3	※	※
	イミジク'タジン'酢'酸'塩	0.03	※	※	※	※	※	※	0.006	※	※
	エトリジ'アゾール	0.02	※	※	※	※	※	※	0.004	※	※
	オキシ'ン'銅	0.2	※	※	※	※	※	※	0.04	※	※
	キャプ'タン	1.5	※	※	※	※	※	※	0.3	※	※
	クロタ'ロニル	0.2	※	※	※	※	※	※	0.04	※	※
	クロネ'ブ'	0.25	※	※	※	※	※	※	0.05	※	※
	チウ'ラム	0.03	※	※	※	※	※	※	0.006	※	※
	トリクロ'ホス'メチル	0.4	※	※	※	※	※	※	0.08	※	※
	フル'トラニル	1.0	0.0001	※	※	※	※	※	0.2	※	※
	プロピ'コナ'ゾール	0.25	※	※	※	※	※	※	0.05	※	※
	ペンシ'クロン	0.2	※	※	※	※	0.0032	0.0013	0.04	0.0002	※
	ホセ'チル	11.5	※	※	※	※	※	※	2.3	※	※
ホリ'カー'バ'メート	0.15	※	0.003	※	※	※	※	0.03	※	※	
メタ'ラキシ'ル	0.25	※	※	※	※	※	※	0.05	※	※	
メ'プロニ'ル	0.5	※	※	※	※	※	※	0.1	※	※	
除草剤	アシュ'ラム	1.0	※	※	※	※	0.002	※	0.2	※	※
	ジ'チオ'ピ'ル	0.04	※	※	※	※	※	※	0.008	※	※
	シ'デ'ユ'ロン	1.5	※	※	※	※	※	※	0.3	※	※
	シ'マ'ジ'ン	0.015	※	※	※	※	※	※	0.003	※	※
	テル'ブ'カル'ブ'	0.1	0.0001	※	※	※	※	※	0.02	※	※
	トリ'クロ'ピ'ル	0.03	※	※	※	※	0.0035	0.0008	0.006	※	※
	ナ'プロ'パ'ミ'ド'	0.15	※	※	※	※	※	※	0.03	※	※
	ハ'ロ'ス'ル'フ'ロ'ン'メチ'ル	0.15	※	※	※	※	※	※	0.03	※	※
	ピ'リ'ブ'チ'カル'ブ'	0.1	※	※	※	※	※	※	0.02	※	※
	ブ'タ'ミ'ホ'ス	0.02	※	※	※	※	※	※	0.004	※	※
	ブ'ラ'ザ'ス'ル'フ'ロ'ン	0.15	※	※	※	※	※	※	0.03	※	※
	プロ'ピ'サ'ミ'ド'	0.04	※	※	※	※	※	※	0.008	※	※
	ペン'ス'リ'ト'	0.5	※	※	※	※	※	※	0.1	※	※
	ペン'ディ'メ'タ'リ'ン	0.25	※	※	※	0.0006	※	※	0.05	※	※
	ペン'フル'ラ'リ'ン	0.4	※	※	※	※	※	※	0.08	※	※
メ'コ'プ'ロ'ップ'	0.025	※	※	※	※	※	※	0.005	※	※	
メチ'ル'ダ'イ'ム'ロ'ン	0.15	※	※	※	※	※	※	0.03	※	※	

備考：「※」は、定量下限値未満

指針値は、飯能市環境保全条例施行規則第40条に定める水質指針値
(但し、Hについては 1/5)

2 道路交通騒音測定結果 平成19年度

図面番号	道路名 測定地点・車線数 区域の区分	測定日	時間帯別騒音レベル(dB)						走行方向	交通量(台/10分)					平均速度(km/h)
			測定値		環境基準		要請限度			大型	小型	二輪	小計	合計	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間							
1	県道飯能寄居線 下加治バイパス 下加治354・2車線 B 地域	12.5	68	65	○	○	○	○	飯能	14	56	3	73	137	33
									寄居	14	48	2	64		48
2	県道馬引沢飯能線 双柳373・2車線 B 地域	12.5	69	62	○	○	○	○	飯能	2	43	1	46	86	57
									狭山	2	37	1	40		47
3	国道299号 双柳782・2車線 C 地域	12.5	69	66	○	×	○	○	市役所	7	65	5	77	165	36
									入間	4	80	4	88		35
4	県道富岡入間線 阿須130・2車線 B 地域	12.5	69	63	○	○	○	○	入間	8	45	0	53	108	62
									青梅	6	48	1	55		59
5	国道299号 八幡町13・2車線 C 地域	12.5	68	64	○	○	○	○	入間	3	50	3	56	116	44
									秩父	5	53	2	60		45
6	県道二本木飯能線 川寺627・2車線 C 地域	12.5	71	69	×	×	○	○	入間	4	37	2	43	89	51
									飯能	8	36	2	46		50
7	国道299号線 飯能狭山バイパス 青木37・2車線 B 地域	12.5	67	65	○	○	○	○	狭山	8	75	0	83	164	42
									飯能	10	69	2	81		40
8	県道飯能名栗線 永田539-1・2車線 B 地域	12.5	69	65	○	○	○	○	飯能	6	65	1	72	170	52
									名栗	4	92	2	98		53

図面番号	道路名 測定地点・車線数 区域の区分	測定日	時間帯別騒音レベル(dB)						走行方向	交通量(台/10分)					平均速度(km/h)
			測定値		環境基準		要請限度			大型	小型	二輪	小計	合計	
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間							
9	都市計画道路 川寺上野線 飯能1344・2車線 B 地域	12.5	66	62	×	×	○	○	川寺	7	76	1	84	168	44
									上野	10	73	1	84		43

○…基準値内 ×…基準値超過 ※交通量台数は2回(11時、17時)測定した平均値

環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましいとされる基準。
要請限度：自動車による騒音がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見が述べることができる限度。

考察：夜間(22時～6時)、3地点で環境基準の超過があります。

騒音に係る環境基準

ア 一般の環境基準

地域の 種類	時間の区分		該 当 地 域
	昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～6時)	
A	55dB以下	45dB以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域
B			第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域、用途外
C	60dB以下	50dB以下	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域 注 工専は適用しない

イ 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼 間	夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域 C地域のうち車線を有する地域	65dB以下	60dB以下

注) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準 (特例)

区 分	昼 間	夜 間
屋 外	70dB以下	65dB以下

注) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道をいう。



3 道路交通振動測定結果 平成19年度

図面 番号	道 路 名	測定地点	測定日	車線 数	区域 の 区分	時間別振動レベル 上端値 (dB) (要 請 限 度)		交通量(台/10分)	
						昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
1	県道二本木・ 飯能線	川寺627先	12.5	2	2種	○ 36 (70)	○ 33 (65)	89	—
2	国道299号飯能 狭山バイパス	青木37先	12.5	2	1種	○ 43 (65)	○ 36 (60)	164	—
3	県道飯能・名栗線	永田539-1先	12.5	2	1種	○ 34 (65)	○ 32 (60)	170	—

○…基準値内 ×…基準値超過

※交通量台数は2回(11時、17時)測定した平均値

道路交通振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
1種区域		
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	65	60
第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域		
第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途外		
2種区域		
近隣商業地域、商業地域	70	65
準工業地域、工業地域		

考察：道路交通振動については、要請限度を十分満足する数値となっています。

振動測定地点図



4 大気関係常時監視測定結果 平成19年度

一酸化窒素(NO) 環境基準値:なし

(単位:ppm)

項目 / 月	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	合計等
月平均値	0.001	0.001	0.001	0.004	0.002	0.003	0.004	0.005	0.008	0.005	0.003	0.003	0.004
1時間値の最高値	0.016	0.016	0.015	0.030	0.040	0.036	0.029	0.046	0.065	0.066	0.041	0.044	0.066
日平均値の最高値	0.005	0.007	0.004	0.013	0.016	0.015	0.011	0.015	0.020	0.022	0.009	0.010	0.022

二酸化窒素(NO2) 環境基準値:1時間値の1日平均値が0.04ppm~0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下 (単位:ppm)

項目 / 月	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	合計等
月平均値	0.011	0.011	0.012	0.014	0.011	0.010	0.012	0.011	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012
1時間値の最高値	0.036	0.041	0.042	0.049	0.032	0.036	0.038	0.036	0.045	0.049	0.043	0.048	0.049
日平均値の最高値	0.019	0.020	0.022	0.024	0.017	0.018	0.018	0.018	0.024	0.027	0.025	0.022	0.027

窒素酸化物 環境基準値:なし

(単位:ppm)

項目 / 月	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	合計等
月平均値	0.013	0.012	0.013	0.018	0.014	0.014	0.016	0.016	0.022	0.018	0.016	0.016	0.016
1時間値の最高値	0.045	0.057	0.050	0.067	0.067	0.050	0.054	0.065	0.093	0.111	0.082	0.072	0.111
日平均値の最高値	0.024	0.027	0.026	0.038	0.033	0.029	0.026	0.028	0.044	0.049	0.033	0.032	0.049

光化学オキシダント 環境基準値:1時間値が0.06ppm以下

(単位:ppm)

項目 / 月	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	合計等	
昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた	日数	6	13	11	12	22	10	5	0	0	0	0	7	86
	時間	23	55	59	61	133	36	11	0	0	0	0	27	405
昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた	日数	0	0	1	2	2	0	0	0	0	0	0	0	5
	時間	0	0	1	2	9	0	0	0	0	0	0	0	12
昼間1時間値の最高値	0.076	0.102	0.124	0.122	0.177	0.107	0.072	0.055	0.046	0.043	0.054	0.077	0.177	

浮遊粒子状物質 環境基準値:1時間値の平均値が0.10mg/m³以下、かつ1時間値が0.20mg/m³以下 (単位:mg/m³)

項目 / 月	19/4	5	6	7	8	9	10	11	12	20/1	2	3	合計等
月平均値	0.022	0.023	0.026	0.026	0.024	0.018	0.018	0.018	0.017	0.015	0.013	0.025	0.020
1時間値の最高値	0.098	0.119	0.186	0.101	0.132	0.065	0.061	0.058	0.094	0.083	0.133	0.095	0.186
日平均値の最高値	0.085	0.049	0.099	0.052	0.042	0.037	0.041	0.036	0.042	0.037	0.025	0.058	0.099

※埼玉県大気汚染常時監視測定局(飯能局)で測定した数値

設置場所 飯能県土整備事務所

一酸化窒素(NO)：無色の気体で液化しにくく空気よりやや重い。空気又は酸素に触れると赤褐色の二酸化窒素に変わる。

二酸化窒素(NO2)：石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼によって発生する。呼吸器系の疾患の原因となる。

窒素酸化物(NOx)：窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。NOやNO2等が主なもので、光化学スモッグの原因物質の一つ。

光化学オキシダント：紫外線によって複雑な化学反応を起こして作られるオゾン、PAN、NO2等の酸化性物質の集合体。

浮遊粒子状物質：粉じん、ばいじん等の大気中の粒子状物質のうち、その粒径が10μm以下のもの。SPM。

5 光化学スモッグ注意報発令日時内容

平成19年度 県南西部地区

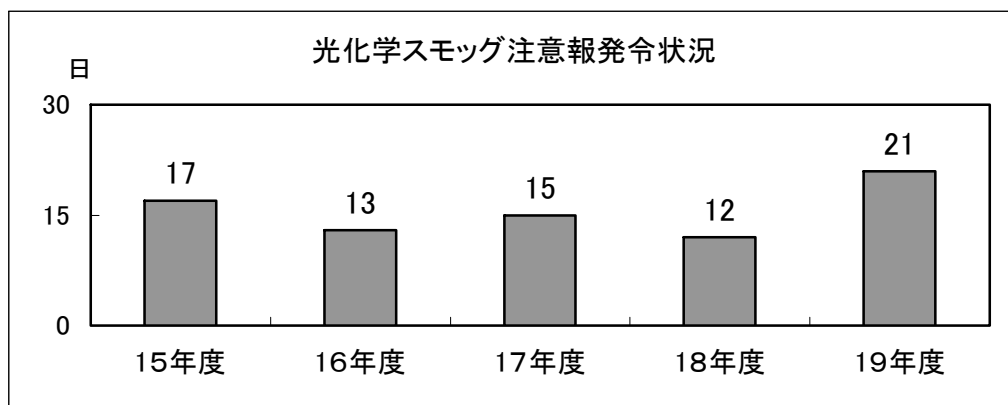
No.	発令日	天候	発令時間	発令内容	最高値
1	19. 5. 9(水)	晴	14:20~18:20	光化学スモッグ注意報	0. 140ppm
2	19. 5. 23(水)	晴	13:20~16:20	光化学スモッグ注意報	0. 120ppm
3	19. 6. 19(火)	曇り	13:20~15:20	光化学スモッグ注意報	0. 131ppm
4	19. 6. 20(水)	晴	12:20~14:20	光化学スモッグ注意報	0. 130ppm
5	19. 6. 21(木)	晴	13:20~16:20	光化学スモッグ注意報	0. 123ppm
6	19. 6. 27(水)	晴	13:20~18:20	光化学スモッグ注意報	0. 132ppm
7	19. 7. 6(金)	晴	15:20~18:20	光化学スモッグ注意報	0. 139ppm
8	19. 7. 25(水)	晴	13:20~17:20	光化学スモッグ注意報	0. 148ppm
9	19. 7. 26(木)	晴	14:20~16:20	光化学スモッグ注意報	0. 132ppm
10	19. 7. 27(金)	晴	16:20~18:20	光化学スモッグ注意報	0. 146ppm
11	19. 7. 28(土)	晴	12:20~16:20	光化学スモッグ注意報	0. 137ppm
12	19. 8. 4(土)	晴	15:20~17:20	光化学スモッグ注意報	0. 127ppm
13	19. 8. 9(木)	晴	15:20~17:20	光化学スモッグ注意報	0. 127ppm
14	19. 8. 10(金)	晴	12:20~19:20	光化学スモッグ注意報	0. 195ppm
15	19. 8. 11(土)	晴	11:20~19:20	光化学スモッグ注意報	0. 196ppm
16	19. 8. 20(月)	晴	17:20~18:20	光化学スモッグ注意報	0. 141ppm
17	19. 8. 21(火)	晴	13:20~15:20	光化学スモッグ注意報	0. 128ppm
18	19. 8. 22(水)	晴(一時雨)	12:20~15:20	光化学スモッグ注意報	0. 145ppm
19	19. 8. 25(土)	晴	16:20~18:20	光化学スモッグ注意報	0. 144ppm
20	19. 8. 26(日)	晴	15:20~17:20	光化学スモッグ注意報	0. 168ppm
21	19. 8. 27(月)	晴	13:20~16:20	光化学スモッグ注意報	0. 160ppm

○光化学スモッグ発令基準

注 意 報：オキシダント測定値が0. 12ppm以上となり、継続すると認められるとき。

警 報：オキシダント測定値が0. 20ppm以上となり、継続すると認められるとき。

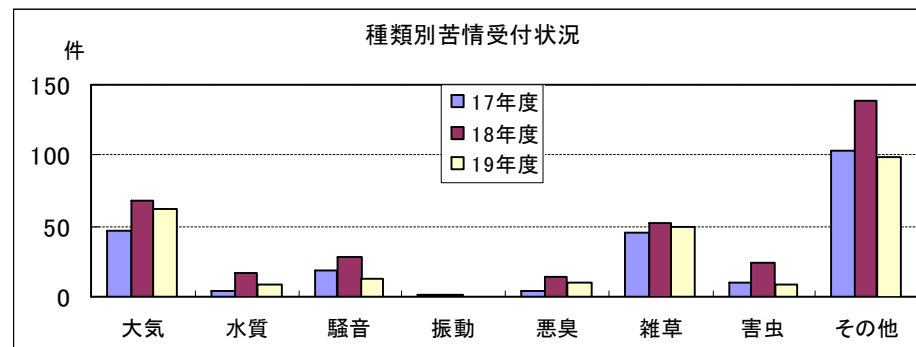
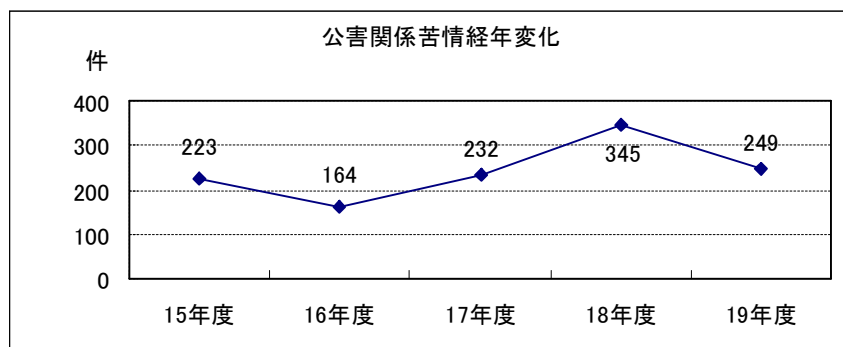
重大緊急報：オキシダント測定値が0. 40ppm以上となり、継続すると認められるとき。



※県南西部地区では、昭和60年から警報の発令はありません。

考察：ここ5年間では、県南西部地区における注意報の発令は横ばい傾向にありましたが、19年度は発令日数が増えました。

7 公害関係苦情受付状況



※ 同じ原因に対する苦情は、1件としています。

○ 主な苦情

No.	受理日	種 別	地 域	苦 情 内 容 及 び 対 応
1	19. 5. 7	そ の 他	南 川	別荘の庭の松が枯れ、倒れると危険 →管理者に連絡し、早急に伐採するよう指導。伐採した。
2	5.18	大気汚染	南 川	隣家での焼却のため、熱と煙で迷惑 →廃材を焼却していた。止めるよう指導。
3	5.22	雑 草	岩 沢	空き地の草が繁茂し、ひどい状態 →所有者に刈るように指導。草刈を行った。
4	6. 6	雑 草	双 柳	隣の空き家の草を刈らないため伸びて迷惑 →市外のため通知にて依頼したが応答なし。自宅を訪問し指導。
5	6.16	そ の 他	中藤下郷	建築中の住宅の車庫にマムシがいる。前で子供が遊ぶので危険 →捕獲し、処分。
6	8.13	電波障害	本 町	マンション建設によりテレビの映りが悪くなった。 →事業者に対応を依頼。ケーブルテレビで対応した。
7	8.21	不法投棄	芦荻場	人通り少ない市道に生活ごみが投棄されている。 →投棄者と思われる名が有り。警察の確認後処分。投棄者判明。
8	8.21	騒 音	下川崎	家の前の信号で止まる配送センターの冷凍車のエンジン音がうるさい →業者に状況を伝え、信号の停止位置の手前で停車することで対応。
9	8.30	害 虫	飯 能	天覧山中腹の広場の木の幹の中にスズメバチの巣があり危険 →担当課にて蜂を退治し、巣穴を塞いだ。
10	9. 5	水質汚濁	前ヶ貫	成木川が濁っている →原因は青梅市内であることを確認、青梅市に状況を伝え対応を依頼。発生元の業者を指導。
11	10.31	そ の 他	小久保	隣の飼い猫の糞尿で迷惑 →過去にも指導。飼い猫は絶対に屋外に出さないよう、野良猫には餌を与えないよう指導。
12	11. 7	水質汚濁	岩 沢	藤田堀に大量の泡が発生 →発生元の事業所を確認し、県担当と共に状況調査、改善指導を行った。
13	12.17	悪 臭	双 柳	家の前の畑に堆肥が積まれ、臭いで迷惑 →チップが発酵する臭い。耕作者に状況を話し、移動してもらう。
14	12.18	大気汚染	双 柳	庭で廃材を焼却し煙で迷惑 →灰を使用するため柿木を焼却。煙が出ないように注意し、時間を考慮するよう指導。
15	20.2.22	大気汚染	双 柳	資材置き場でよく焼却する →過去に指導歴有り。廃材等を焼却。今後行わないよう強く指導、その旨回答を得た。

8 地下水汚染調査結果

トリクロロエチレン

(単位:mg/l)

	基準値	A・双柳	B・双柳	C・川寺	D・川寺	E・川寺	F・川寺	G・川寺	H・川寺	I・双柳	J・南町
15年度	0.03	0.003	-	0.073	0.090	0.20	0.021	0.043	0.072		
16年度		0.002	-	0.20	0.25	0.16	0.005	0.035	0.048		
17年度		0.002	-	0.13	0.080	0.15	0.21	0.049	0.061		
18年度		0.002	0.002未満	0.14	0.002未満	0.002未満	0.004	0.019	0.028		
19年度		0.003	0.005	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.002未満	0.006	0.002未満

テトラクロロエチレン

(単位:mg/l)

	基準値	A・双柳	B・双柳	C・川寺	D・川寺	E・川寺	F・川寺	G・川寺	H・川寺	I・双柳	J・南町
15年度	0.01	0.018	-	0.0006	0.0068	0.0066	0.0005未満	0.0005未満	0.0018		
16年度		0.018	-	0.0011	0.010	0.0073	0.0005未満	0.0005未満	0.0016		
17年度		0.013	-	0.0006	0.0056	0.0047	0.0009	0.0005未満	0.0015		
18年度		0.015	0.0005未満	0.0006	0.0092	0.0049	0.0005未満	0.0005未満	0.0011		
19年度		0.011	0.023	0.0005未満	0.0075	0.0037	0.0012	0.0005未満	0.001	0.0005未満	0.0005未満

1, 1, 1-トリクロロエタン

(単位:mg/l)

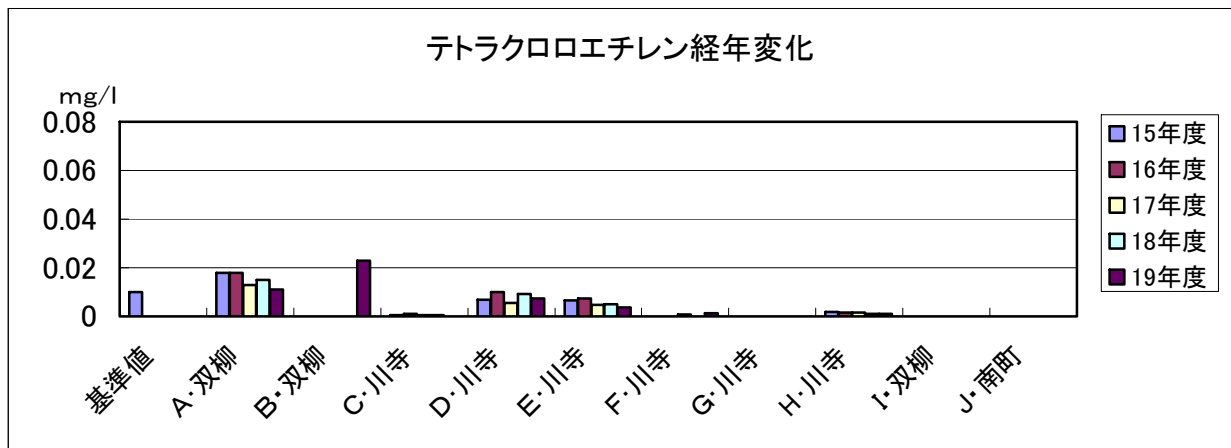
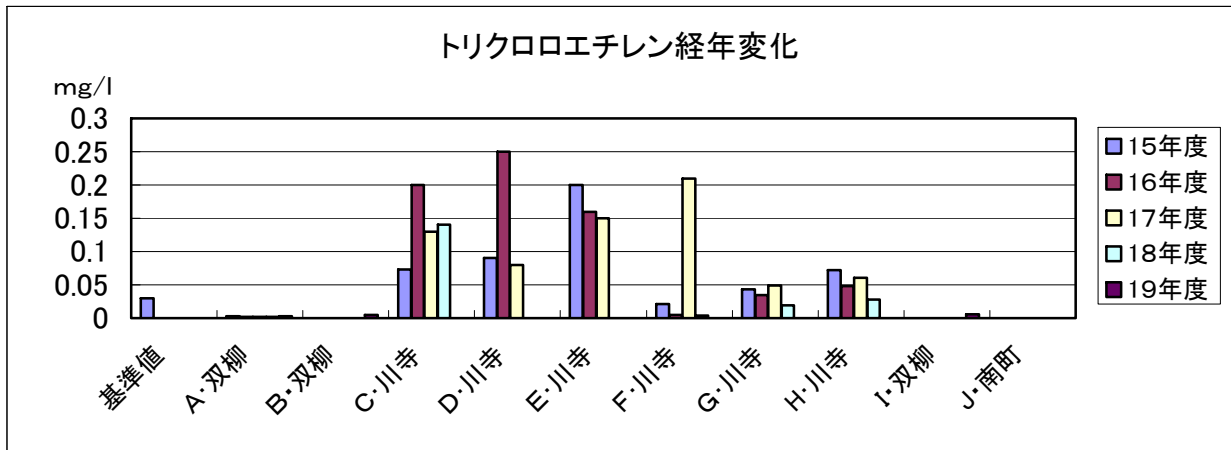
	基準値	A・双柳	B・双柳	C・川寺	D・川寺	E・川寺	F・川寺	G・川寺	H・川寺	I・双柳	J・南町
15年度	1.0	0.0005未満	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		
16年度		0.0005未満	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		
17年度		0.0005未満	-	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		
18年度		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満		
19年度		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満



は、環境基準超過

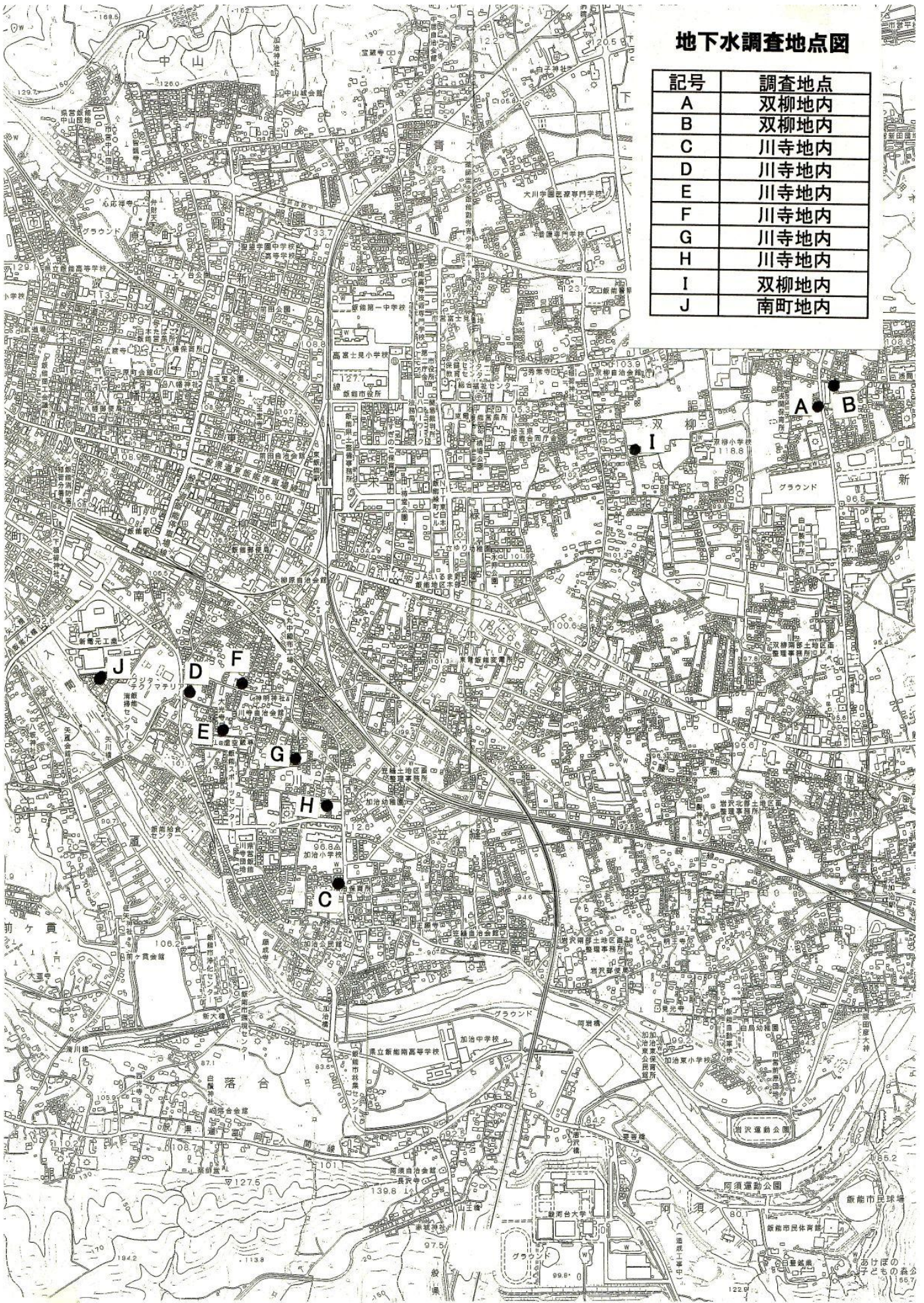
※19年度は、B地点は双柳から新光へ地点変更

※I双柳、J南町は19年度実施



地下水調査地点図

記号	調査地点
A	双柳地内
B	双柳地内
C	川寺地内
D	川寺地内
E	川寺地内
F	川寺地内
G	川寺地内
H	川寺地内
I	双柳地内
J	南町地内



9 ダイオキシン類調査結果

(1) 大気調査

調査期日 平成19年11月20日～27日 (1週間サンプリング手法)
 調査項目 大気中のダイオキシン類28項目及びコプラナーPCBs14項目
 調査方法 ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成18年2月環境省水・大気環境局) に準拠

※二重測定の実施 … 上記マニュアルに基づき試料採取分析における総合的な信頼性を確保するため、同一条件で採取した2以上の試料について、同様に分析し定量下限値以上の濃度の測定対象物質について両者の差が30%以下であることを確認します。この年度においては、精明公民館で実施しました。

調査結果 ダイオキシン類対策特別措置法の大気汚染に関する環境基準値である0.6 pg-TEQ/m³と比較すると、全地点で基準値以下でした。
 (下表参照)

調査地点	毒性換算濃度 (pg-TEQ/m ³)		
	平成18年度	平成19年度	基準値
飯能市役所	0.023	0.020	0.6
精明公民館	0.031	0.023	
加治東公民館	0.070	0.110	
美杉台小学校	0.024	0.018	
南高麗中学校	0.019	0.016	
吾野中学校	0.010	0.012	
東吾野公民館	0.010	0.015	
原市場中学校	0.016	0.038	
名栗庁舎	0.0096	0.0088	

(2) 土壌調査

- 調査期日 平成19年11月22日
 調査項目 土壌のダイオキシン類28項目及びコプラナーPCBs14項目
 調査方法 ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（平成12年1月環境庁）に準拠
 調査結果 ダイオキシン類対策特別措置法の土壌汚染に関する環境基準値である1000 pg-TEQ/gと比較すると、全地点で基準値以下でした。
 （下表参照）

調査地点	毒性換算濃度 (pg-TEQ/g)		
	平成18年度	平成19年度	基準値
精明小学校	3.5		1000
加治小学校	0.39		
飯能第二小学校	0.34		
南高麗中学校	3.5		
名栗あすなろ会館	0.083		
飯能第一小学校		1.3	
双柳小学校		6.9	
東吾野小学校		0.00013	
美杉台小学校		4.6	
原市場中学校		2.1	

- (注) ・ pg … ピコグラム (1 pg = 1兆分の1グラム)
 ・ TEQ … 毒性等量。ダイオキシン類は多くの異性体が存在し、毒性もそれぞれ異なるため、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算して表していることを示す符号。

- 考 察 ○大気調査は法令等（焼却規制）の強化により、8地点で昨年同様コンマ2桁以下の数値となっていますが、加治東公民館において若干数値が高くなっています。
 ○土壌調査の調査地点は毎年変更していますが、全て1桁以下の数値となっています。

(3) ごみ処理施設調査

調査期日 平成19年6月12日、13日及び7月11日
 調査項目 ごみ焼却施設 … 排ガス、焼却灰、飛灰
 最終処分場 … 放流水、地下水
 調査結果 ごみ焼却施設及び最終処分場とも、基準値以下で維持管理されています。

○クリーンセンター

調査地点		毒性換算濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		
		平成18年度	平成19年度	基準値
排ガス	1号炉	0.12	0.14	5
	2号炉	0.12	0.12	
		毒性換算濃度 (ng-TEQ/g)		
焼却灰	1号炉	0.0076	0.0043	3
	2号炉	0.0057	0.0058	
飛灰	1号炉	0.71	0.39	
	2号炉	0.56	0.79	

測定日：1号炉（排ガス、焼却灰、飛灰）平成19年7月11日

2号炉（排ガス、焼却灰、飛灰）平成19年6月13日

○最終処分場

調査地点	毒性換算濃度 (pg-TEQ/l)		
	平成18年度	平成19年度	基準値
新最終処分場排水	0	0.00021	10
旧最終処分場排水	0.32	0.20	
新最終処分場観測井下流	0.38	0.078	1

測定日：新最終処分場排水 平成19年6月12日

旧最終処分場排水 平成19年6月12日

新最終処分場観測井下流 平成19年6月12日

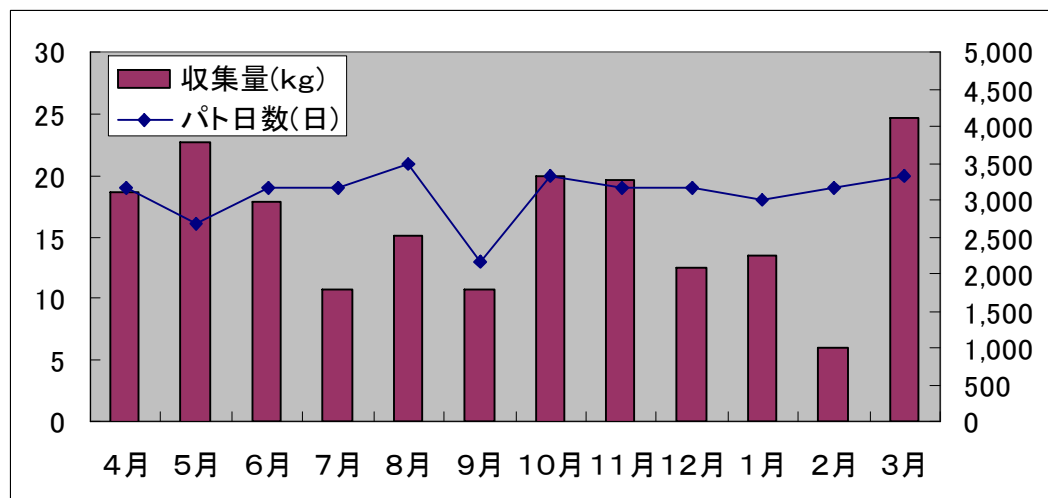
(注)・ng…ナノグラム (1ng=10億分の1グラム)

・m³N…ノルマル立方メートル 0℃、1気圧の状態に換算したガスの量

10 不法投棄パトロール等の状況

パトロール員による不法投棄物等の収集状況

平成19年度状況 パトロール日数 222日 収集量 31,990kg



主な不法投棄場所（1000kg以上）等

	収集日	不法投棄場所	主な投棄物	収集量
1	4/9	芳ヶ谷池付近、唐沢川	ペンキ缶、タイヤ、廃材ほか	1280 kg
2	5/15	小沢峠、正丸峠	家電、鉄骨、ガス台ほか	1400 kg
3	5/22	逆川林道、人見入林道、正丸峠	タイヤ、家電、鉄管、廃材ほか	1300 kg
4	6/5	風影林道、子の山林道、有馬林道	畳、家電、廃材、布団ほか	1300 kg
5	10/4	広河原逆川線林道	タイヤ、エアコン、ガス台ほか	1010 kg
6	11/1	大河原地内	タイル、硝子、建具、タイヤ等	1230 kg
7	3/13	権現堂林道	トタン板、ストーブ、エアコン、 家電、タイヤほか	1630 kg

年度別パトロール状況等

年度	パトロール日数	収集量	投棄者指導件数	備考
17	210日	62,780kg	4件	パトロール員2名
18	210日	51,910kg	2件	パトロール員2名
19	222日	31,990kg	3件	パトロール員2名

11 公共用水域の水質調査結果

公共用水域の水質調査結果地点別総括表(生活環境項目)

(平成19年度)

河川名等	地点名	類型	pH		BOD(mg/l)			DO(mg/l)		SS(mg/l)		大腸菌群数(MPN/100ml)		
			平均値	最小値 ～最大値	平均値	75%値	最小値 ～最大値	平均値	最小値 ～最大値	平均値	最小値 ～最大値	平均値	最小値 ～最大値	
入間川	中郷橋下	A	7.9	7.8 ~ 8.0	0.5	0.5	0.5 ~ 0.5	11.3	9.6 ~ 13.5	1	1 ~ 1	1,500	220 ~ 2,400	
	弁天河原	A	8.0	7.8 ~ 8.2	0.6	0.5	0.5 ~ 0.7	11.5	9.5 ~ 13.6	1	1 ~ 1	3,500	330 ~ 7,900	
	開運橋下	A	8.3	7.8 ~ 8.6	0.5	0.5	0.5 ~ 0.6	11.8	9.4 ~ 14.2	1	1 ~ 2	2,100	240 ~ 4,900	
	上赤沢バス折返場下	A	8.1	7.8 ~ 8.5	0.5	0.5	0.5 ~ 0.6	11.2	8.9 ~ 13.7	2	1 ~ 7	10,000	790 ~ 33,000	
	小岩井取水堰下	A	8.2	7.8 ~ 8.4	0.6	0.6	0.5 ~ 0.6	11.5	9.1 ~ 14.3	1	1 ~ 1	6,100	230 ~ 24,000	
	割岩橋下	A	8.2	7.9 ~ 8.5	0.5	0.5	0.5 ~ 0.5	11.6	9.1 ~ 14.3	1	1 ~ 1	7,200	1,300 ~ 24,000	
	阿岩橋下	A	7.8	7.6 ~ 8.2	1.5	1.3	0.5 ~ 3.9	9.9	8.7 ~ 11.4	1	1 ~ 1	7,000	13 ~ 13,000	
高麗川	坂石橋下	A	8.1	8.0 ~ 8.2	0.5	0.5	0.5 ~ 0.5	11.8	9.6 ~ 14.2	1	1 ~ 1	4,900	1,300 ~ 13,000	
	東吾野橋下	A	8.3	8.0 ~ 8.6	0.6	0.5	0.5 ~ 1.0	11.8	9.3 ~ 14.8	1	1 ~ 1	19,000	1,100 ~ 49,000	
成木川	清川橋下	A	8.2	8.0 ~ 8.7	0.6	0.5	0.5 ~ 1.0	11.6	8.9 ~ 16.0	1	1 ~ 1	11,000	1,100 ~ 24,000	
中藤川	一ノ瀬橋下	—	8.0	7.8 ~ 8.5	0.7	—	0.5 ~ 1.2	11.4	9.1 ~ 14.5	1	1 ~ 3	10,000	1,700 ~ 24,000	
藤田堀	大字岩沢350番地先	—	7.0	6.8 ~ 7.1	5.4	—	3.8 ~ 8.9	4.5	2.6 ~ 7.2	3	1 ~ 6	770,000	130,000 ~ 2,800,000	
南小畦川	大字青木・下加治境	—	7.5	7.2 ~ 8.5	2.7	—	1.4 ~ 4.5	8.2	6.9 ~ 9.8	3	1 ~ 6	80,000	2,300 ~ 240,000	

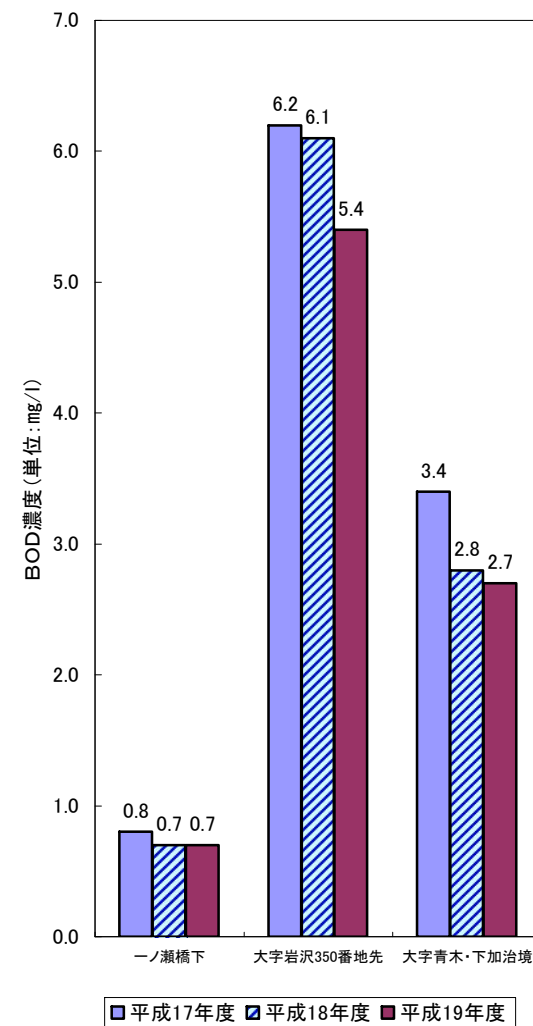
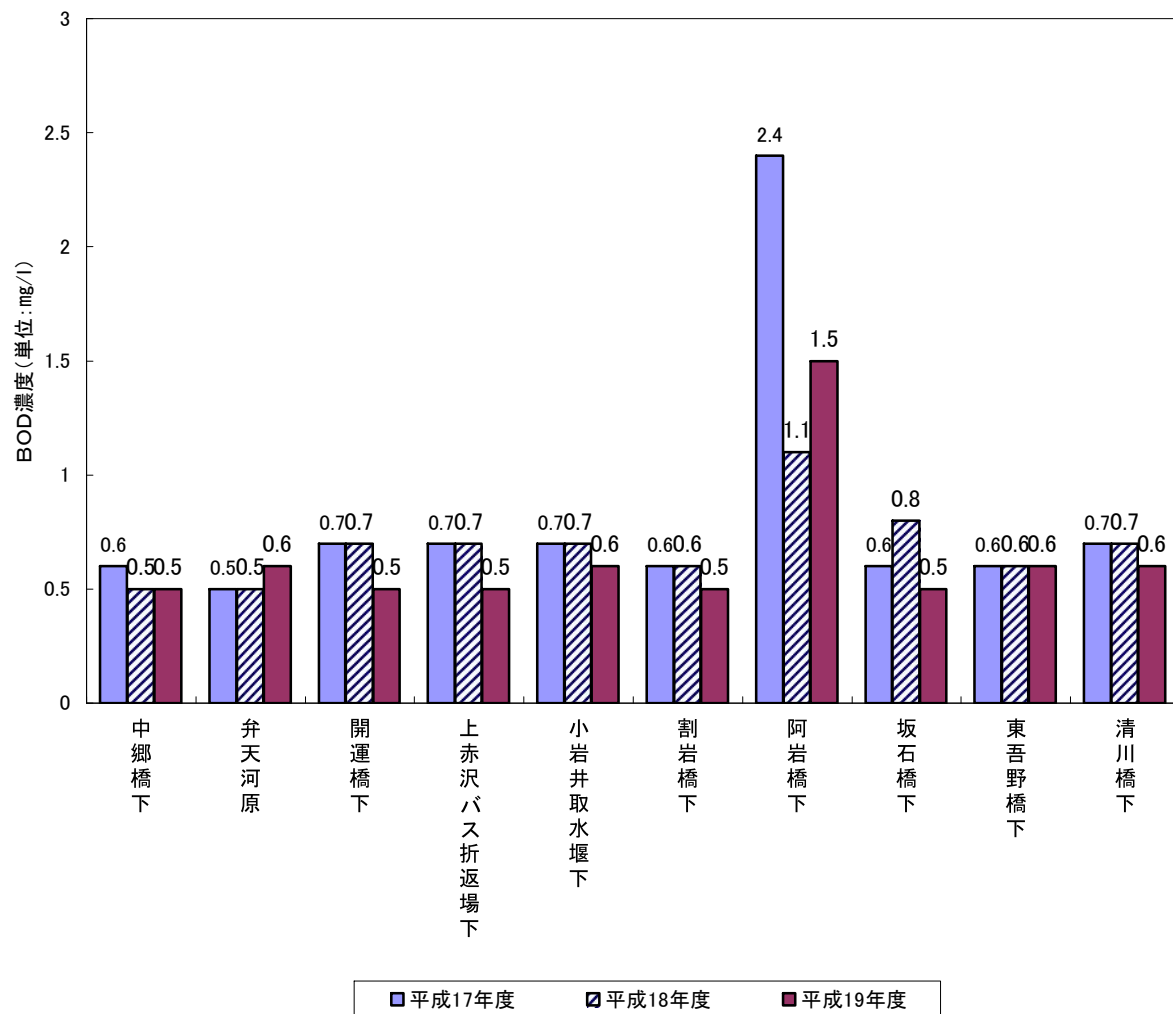
※BODは0.5未満を0.5、SSは1未満を1と表示

※BOD75%値:環境基準に適合しているか否かについて評価する際に用いられる年間統計値

参考) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	基 準 値			
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)
A	6.5 ~ 8.5	2mg/l以下	7.5mg/l以上	25mg/l以下
B	6.5 ~ 8.5	3mg/l以下	5mg/l以上	25mg/l以下

河川別BOD状況(過去3年間)





飯能市環境基本計画年次報告書
(平成19年度実績)

編集 飯能市環境部環境緑水課
〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1
電話 042-973-2111 (代表)
FAX 042-971-2393
URL <http://www.city.hanno.saitama.jp>
E-mail kankyo@city.hanno.saitama.jp